

8

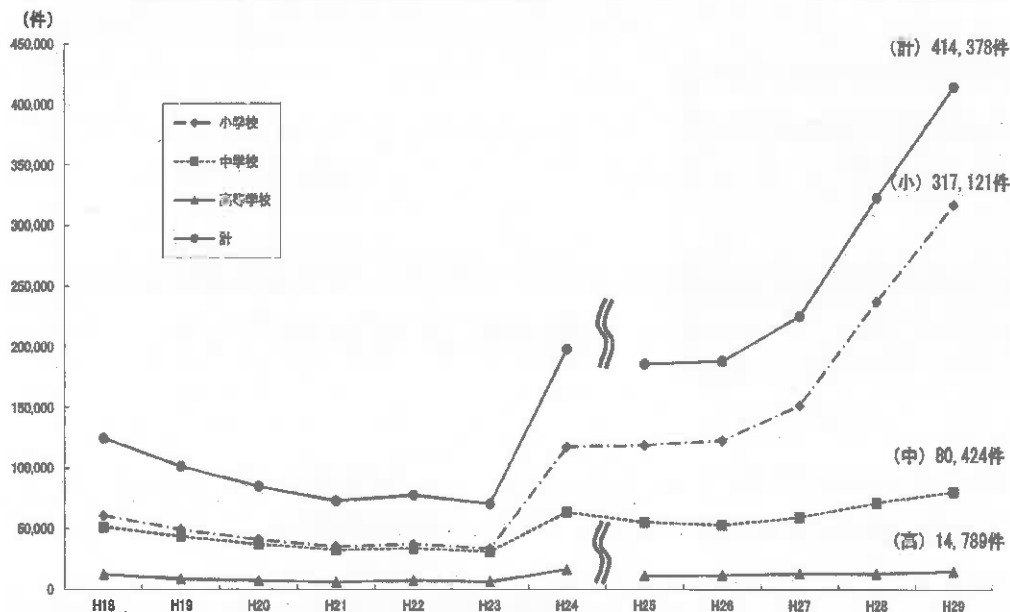
いじめ対策・不登校支援 ・児童虐待対応について

初等中等教育局児童生徒課

いじめ対策について

◆ いじめの現状

いじめは決して許されないことだが、どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題。



- 平成24年7月 滋賀県大津市の自殺事案について報道
- 平成25年2月 教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」
- 平成25年6月 与野党6党提出による「いじめ防止対策推進法」の成立
- 平成25年10月 国のいじめの防止等のための基本的な方針の策定
- 平成29年3月 いじめの防止等のための基本的な方針の改定、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの策定

◆ いじめ防止対策推進法・基本方針の概要

1. いじめ防止・早期発見・対処のための対策

- (1) 国が実施すべきこと
→基本方針の策定、組織の設置等
- (2) 地方公共団体が実施すべきこと
→基本方針の策定、組織の設置等
- (3) 学校が実施すべきこと(①、②は義務)
 - ①学校いじめ防止基本方針の策定
 - ②いじめ防止対策のための組織の設置

2. 「重大事態」への対処

- 学校・設置者は事実関係を明確にするための調査を実施しなければならない
- 地方公共団体の長等は再調査を行うことができる

◆ 文部科学省の主な取組

- いじめ防止対策推進法の周知(研修会等)
- いじめ防止対策協議会の設置
- 全国いじめ問題子供サミットの開催(平成26年度～)
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の予算の拡充
- 学習指導要領等の一部改正
(道徳の時間を「特別な教科 道徳」として位置付けた)
- 警察等の関係機関、関係団体との連携強化
- 地教行法の改正による責任の所在の明確化、迅速な危機管理体制の構築

いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

- × 「自分より弱い者」
- × 「一方的に」
- × 「継続的に」
- × 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策 推進法(平成25年) の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

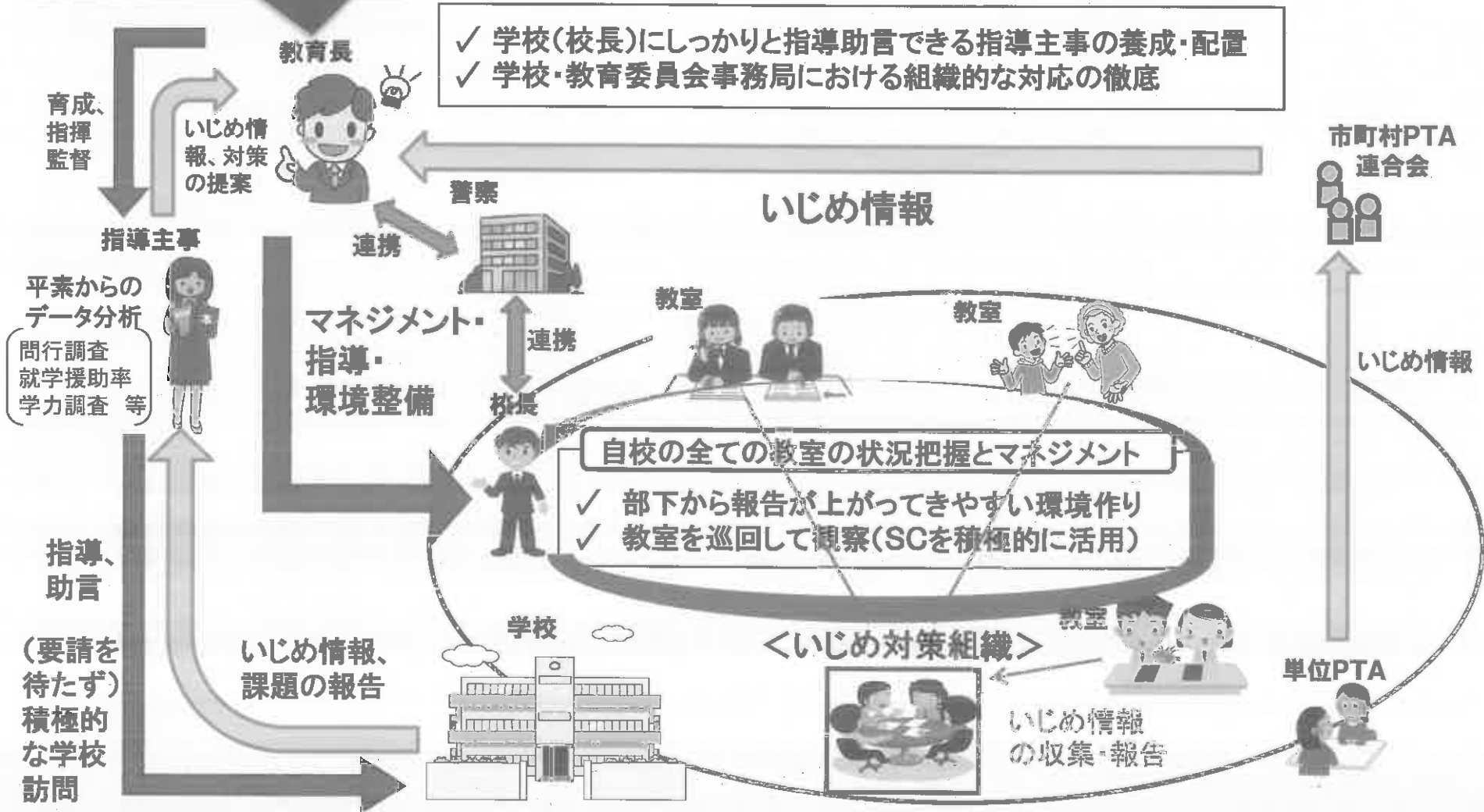
- 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)
➔ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめ対応で果たすべき教育委員会と学校の役割

教育長自ら学校に足を運んで、責任を持って「状況を把握する」という姿勢を

- ① 所管の学校の徹底把握(データと実地)・徹底指導
- ② 全教職員の意識改革(いじめ有り≠悪。報告は必須(怠ると懲戒))
- ③ いじめ防止対策推進法の教職員への浸透

- ✓ 学校(校長)にしっかりと指導助言できる指導主事の養成・配置
- ✓ 学校・教育委員会事務局における組織的な対応の徹底



いじめ対策に係る事例集(概要)

1 背景

- 平成28年度、文部科学省の有識者会議である「いじめ防止対策協議会」において、いじめ防止対策推進法の施行状況が検証され、平成28年11月2日、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」が提言された。
 - 「議論のとりまとめ」に掲げられた一部の現状・課題については、事例集を作成・周知することにより、学校現場の取組に資することとされた。
- ⇒ いじめ防止対策協議会における議論を踏まえ、平成30年9月、「いじめ対策に係る事例集」を作成。

2 特徴

※平成30年9月25日、文部科学省HP上で公表。

- 学校や教育委員会等における実際の事例の中から、いじめの防止、早期発見及び対処等の点で、特に優れている事例や、学校現場において教訓となる事例を掲載した(37項目・47事例)。
- 事例ごとに文部科学省のコメントを付記し、事例の着眼点を示した。

3 目次

1 いじめの定義・認知

- 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例
 - Case01 加害・被害の関係性に気づきづらい事案
 - Case02 「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事案
 - Case03 双方の行為がある事案
 - Case04-05 グループ内のトラブル
 - Case06-07 組織的ないじめの認知
 - Case08 いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

2 学校いじめ防止基本方針

- Case09 いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例
- Case10 学校基本方針の策定・見直しのプロセス(PDCAサイクルに係る取組)
- Case11-12 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例

3 学校いじめ対策組織

- 学校いじめ対策組織の構成・活動
 - Case13 学校いじめ対策組織の構成員、活動
 - Case14 いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例
 - Case15-16 校長の判断により事案の結果が左右された事例
 - ・リーダーシップを発揮し、迅速な対応ができたもの
 - ・誤った判断により、事案が深刻化したもの
 - Case17 学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組
 - Case18 いじめの校内研修の実践例
- いじめへの組織的対応
 - Case19 いじめの情報共有
 - Case20 いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例
 - Case21 いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

4 いじめの未然防止に係る取組

- Case22-23 児童生徒が主体となった取組
- Case24 学校における道徳教育
- Case25 弁護士等による出張授業
- Case26 インターネット上のいじめに関する啓発
- Case27 学校と保護者(PTA)、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組

5 いじめの早期発見

- Case28-29 効果的なアンケート
- Case30-31 いじめの通報・相談窓口
- Case32 効果的な教育相談のための工夫が行われている事例
- Case33 スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例
- Case34-35 スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例

6 いじめへの対処

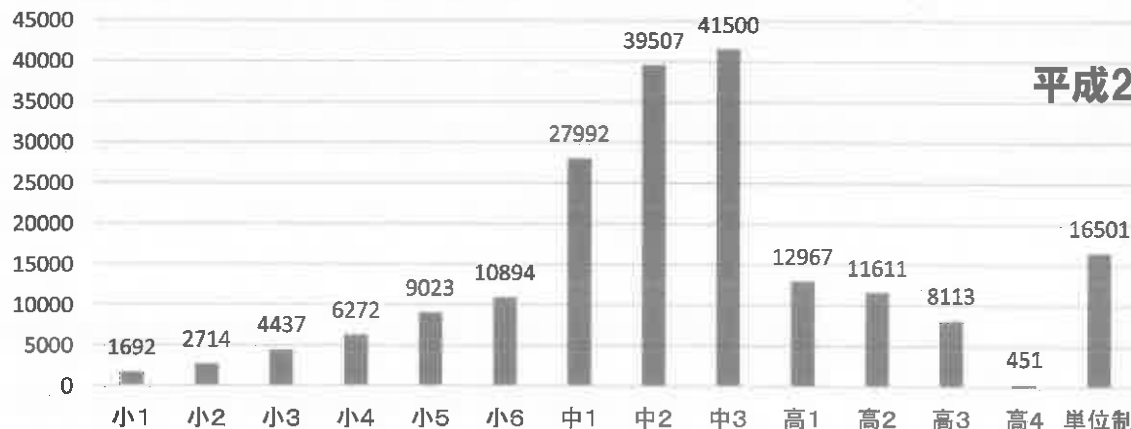
- Case36 いじめの被害者を徹底的に守り通す対応
- Case37 いじめに係る情報の保護者との共有
- Case38 効果的ないじめの調査の手法、効率的かつ確な対応の記録方法、情報共有の方法
- Case39 教育委員会としての対応(指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等)
- Case40 加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置
- Case41-43 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
- Case44 インターネット上のいじめへの対応

7 いじめの重大事態

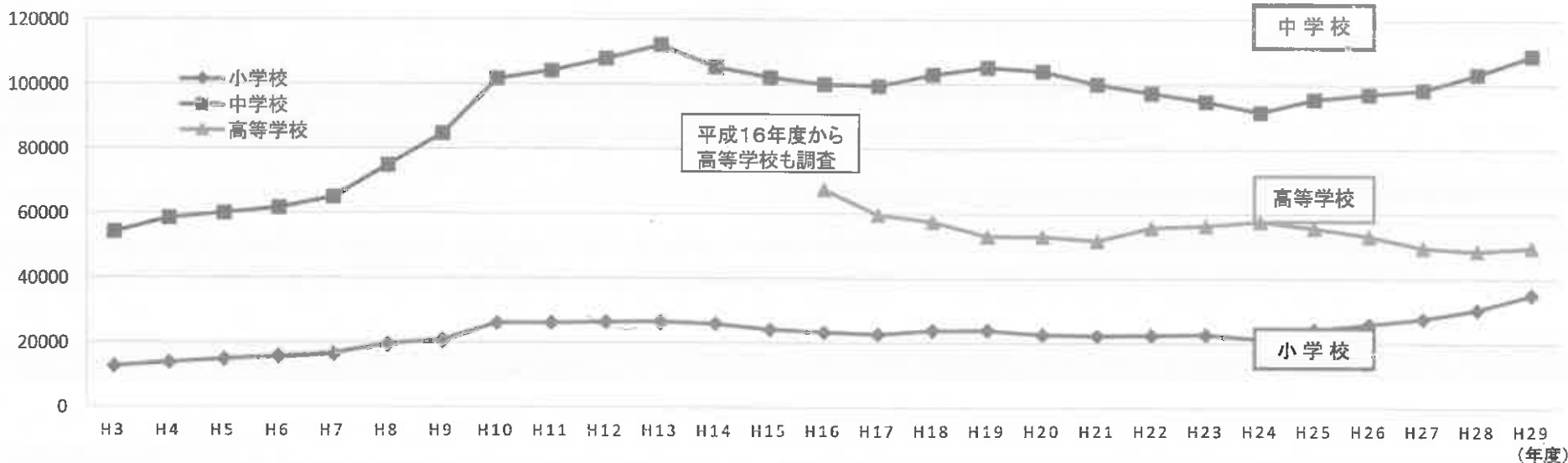
- Case45 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例
- Case46 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例
- Case47 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校35,032人(185人に1人)、中学校108,999人(31人に1人)、高等学校49,643人(66人に1人)となっており、合計で、193,674人(前年度182,248人)となっている。



小学校: 35,032人(185人に1人)
 中学校: 108,999人(31人に1人)
 高等学校: 49,643人(66人に1人)



(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(平成29年度)

不登校児童生徒に対する支援

従来の取組

- 一定の要件を満たす場合の「出席扱い」(H4)
- ITを活用した学習機会の拡大(H17)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(H20～)【予算関連】
- 不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の弾力化の導入(H17)
※都道府県が設置する場合においても教職員給与費の3分の1を国庫負担化(H29)
- スクールカウンセラー等活用事業(H7～)【予算関連】

最近の状況

- 不登校児童生徒数は4年連続で増加しており、喫緊の課題(平成29年度間の小中学校における不登校児童生徒数:約14万4,000人)
- 不登校の要因・背景は様々であり、一層多様化・複雑化
- 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮する必要
- 不登校児童生徒の社会的自立を目指す必要
- 長期に不登校となっている児童生徒の学校以外の場での学習への支援が必要

- ・「不登校に関する調査研究協力者会議」最終報告とりまとめ(平成28年7月)
- ・「フリースクール等に関する検討会議」報告とりまとめ(平成29年2月)

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立(平成28年12月14日公布)
- ・同法基本指針の策定(平成29年3月31日文部科学大臣決定)

今後の重点施策

■児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

学校指導体制の充実等魅力あるより良い学校づくりや、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり、児童生徒の学習状況等に応じた指導等の実施。

■「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的な支援

不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、個々の不登校児童生徒に応じた支援計画を策定。必要に応じ、関係機関等と情報共有を行うほか、学校間の引き継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進。

■不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

- ⇒●不登校特例校(H31現在12校)や教育支援センター等の設置促進
 - 教育委員会・学校と民間団体との連携による支援の推進
 - 民間団体の自主的な取組の促進
 - ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援
 - 学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒への経済的支援

・いじめ対策・不登校支援等推進事業
平成31年度予算 167百万円の内数

⇒生徒指導担当者会議などにおいて、好事例などを周知

■教育相談体制の充実

教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した教育相談体制の構築を促進する。

- ⇒●スクールカウンセラーの配置拡充
 - ・全公立中学校:10,000校、公立小学校:16,700→17,500校、教育支援センターの機能強化のためのスクールカウンセラーの配置 250箇所、
貧困・虐待対策重点配置:1,400校
 - スクールソーシャルワーカーの配置拡充
 - ・小中学校配置:7,500→10,000人、高等学校配置:47人、貧困・虐待対策重点配置:1,400人

・スクールカウンセラー等活用事業
平成31年度予算 4,738百万円
・スクールソーシャルワーカー活用事業
平成31年度予算 1,722百万円

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

VI. その他

- | | |
|--|--|
| 1 公布日から2月後に施行(IV.は、公布日から施行) | 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる |
| 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる | |

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）

（平成29年3月31日文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状

○ 基本指針の位置付け

○ 基本的な考え方

- ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

- ➔ ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
- ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
- ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要

- ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
- ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等

- ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等 ➔ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
- ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

○ 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

- ・ 魅力あるより良い学校づくり
- ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
- ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

○ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

- ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
- ➔ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
- ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
- ➔ 特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
- ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
- ➔ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

○ 夜間中学等の設置の促進等

- ・ 設置の促進
- ➔ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
- ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
- ・ 自主夜間中学に係る取組

○ 夜間中学等における多様な生徒の受入れ

義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 人材の確保等
- 相談体制等の整備
- 国民の理解の増進
- 教材の提供その他の学習支援

学校等における児童虐待への対応

関係機関との連携強化(虐待防止法4条1項、5条2項)、学校等から児童相談所への情報提供(同法13条の4)

- ・教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図る。
- ・児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供等の適切な運用に努める。

児童虐待の早期発見(虐待防止法5条1項)

学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める。

※幼児児童生徒の心身の状況を適切に把握すること、健康診断(身体測定、内科検診、歯科検診)は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意

虐待を発見した場合

児童虐待の早期対応(虐待防止法6条1項)

児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告する。

- ※一般人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる
- ※結果として通告が誤りであった場合も、基本的には刑事上・民事上の責任を問われることは想定されない

要保護児童対策地域協議会への参画(児童福祉法25条の2)

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

学校等の間の情報共有について(平成27年7月31日付け文科初第335号)

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令上の進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進める。

児童虐待等に係る研修の実施(虐待防止法4条2項・3項)

教職員用研修教材「児童虐待防止と学校」(文部科学省作成、H21.5配布)の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

○ 野田市で起きた事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（通知）」（平成31年2月）

- (1) 市町村・児童相談所が保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待に係る通告を行った者）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底。
- (2) 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応。
市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えない。
保護者との関係等を重視しすぎることで、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意。

(※) 学校等：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、
認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所

- (3) 保護者から、学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応。設置者は速やかに児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応。
- (4) 学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由の説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。

※不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

- (5) 研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組むこと。

9

特別支援教育の推進について

初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育に関する学習指導要領等の改訂

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等改訂における主な充実事項 (平成29年4月公示)

- **学びの連続性を重視した対応**
 - ・「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
 - ・知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱(※)に基づき整理
※「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」
- **一人一人に応じた指導の充実**
 - ・視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実
 - ・発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定
- **自立と社会参加に向けた教育の充実**
 - ・卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定
 - ・幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定
 - ・知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
例) 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕 など

小学校・中学校・高等学校学習指導要領改訂における特別支援教育の主な充実事項 (小・中：平成29年3月公示 高：平成30年3月公示)

- 特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、**個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成**
- **各教科等における学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫**について記載
- 高等学校における通級による指導の制度化(平成30年度から)に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定

新学習指導要領等の実施スケジュール

幼稚園・幼稚部：平成30年度、小学校・小学部：平成32年度、中学校・中学部：平成33年度、
高等学校・高等部：平成34年度入学者から実施

小・中学校段階における病気療養児に対する

同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上の出欠のことを参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。

◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



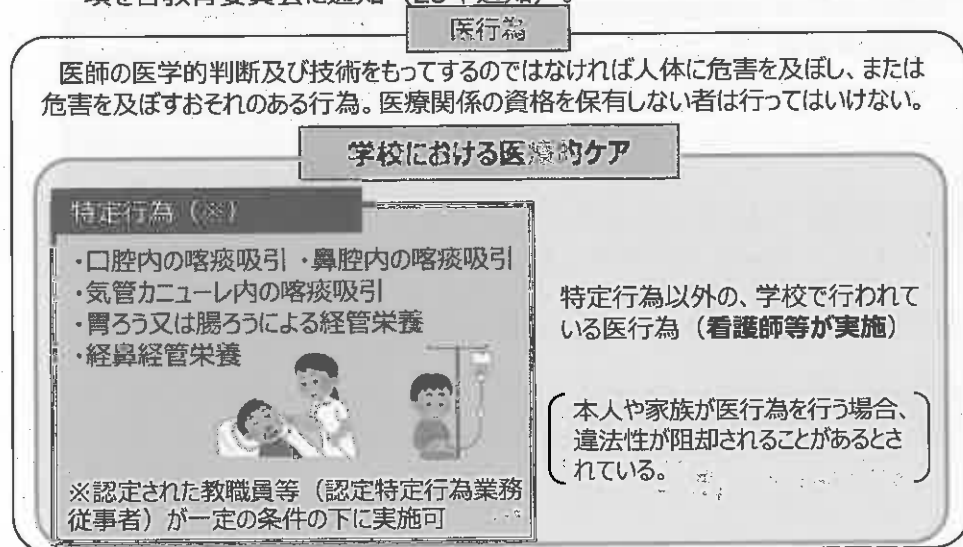
クリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とクリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、クリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「最終まとめ」概要

検討の背景

- 医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（医療的ケア児）が増加。
- 平成24年度に、一定の研修を修了し、たんの吸引等の業務の登録認定を受けた者が、特定の医療的ケアを実施することが制度化。
- 前年に、特別支援学校等を中心に、主として特定行為を実施する際の留意事項を各教育委員会に通知（23年通知）。



- また、文部科学省としては、以下の項目について予算措置
 - ・ 医療的ケアを行う看護師の配置に係る費用の一部（1/3以内）を補助（2019年度予算案：1800人）
 - ・ 特定行為以外の医療的ケアにも対応した体制を整備するためのモデル事業の実施（2019年度予算案：59百万円（20地域））
 - 一方、
 - ・ 学齢期の医療的ケア児の増加
 - ・ 特別支援学校ではなく小・中学校等への通学
 - ・ 人工呼吸器の管理など特定行為以外の医療的ケアへの対応 等
- 医療的ケア児を取り巻く環境も変化。**

学校における医療的ケアの実施に関する検討会議（座長：下山直人 筑波大学教授）を設置し、平成29年10月～平成31年2月まで検討。

1. 医療的ケア児の教育の場

- 医療的ケア児の実態は多様であり、いわゆる重症心身障害児に該当する者のみならず、歩いたり活発に動き回ったりすることが可能な児童生徒等も存在。医療的ケアの種類・頻度のみに着目した画一的な対応ではなく、**医療的ケアの状態等や、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要。**

区分	幼稚部	小学部	中学部	高等部 (専攻科除く)	合計
通学生	41 (36)	3,011 (2,089)	1,532 (973)	1,477 (1,029)	6,061 (4,127)
訪問教育	0 (0)	1,059 (860)	550 (372)	548 (542)	2,157 (1,774)
合計	41 (36)	4,070 (2,949)	2,082 (1,345)	2,025 (1,571)	8,218 (5,901)
通常の学級	特別支援学級	合計			
271	587	858			

- 人工呼吸器の管理が必要な児童生徒の約2/3が訪問教育を受けている。一方、モデル事業実施自治体を中心に、訪問教育から通学へと移行した事例、人工呼吸器を装着しながら小・中学校で指導を受ける事例も存在。
- 就学先決定については、個々の児童生徒について障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた**総合的な観点から就学先を決定する**仕組みへと平成25年に学校教育法施行令を改正。
- 「教育の場」の決定には、学校設置者である教育委員会が主体となり、**早期からの教育相談・支援と丁寧な合意形成のプロセス**が必要。
- 医療的ケア児が長期間通学できない場合には、**遠隔教育などICTの効果的な活用による指導時間の増加等**も有効。対面指導に代替するのではなく補完し教育の充実につなげるものとして活用すべき。徐々に学校生活に適応するための手段として利用することも考えられる。

2. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方

(1) 関係者の役割分担

- **学校における医療的ケアの実施は、教育面・安全面で、大きな意義を持つ。**
- 教育委員会や学校だけでなく、主治医や保護者など、医療的ケア児に関わる者それぞれが責任を果たし、学校における医療的ケアの実施に当たることが必

(2) 医療関係者との関係

- 地域の医師会や看護団体等の協力を得て、**小児医療や在宅医療などの専門的知見を活用することが必要。**指示書に責任を持つ主治医との連携も不可欠
- 教育委員会は、**医療的ケアや在宅医療に知見のある医師を学校医としたり、医療的ケア指導医を委嘱したりすることが重要。**

(3) 保護者との関係

- 保護者から、健康状態や医療的ケアの頻度、緊急時の対応などについて説明を受けた上で、学校で対応できる範囲について、**共通理解を図ることが必要。**
- 体調不良時に無理な登校を控えたり、緊急時の連絡手段を確保するなど**保護者にも一定の役割。**
- **保護者の付添い**については、本人の自立を促す観点からも、**真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき。**

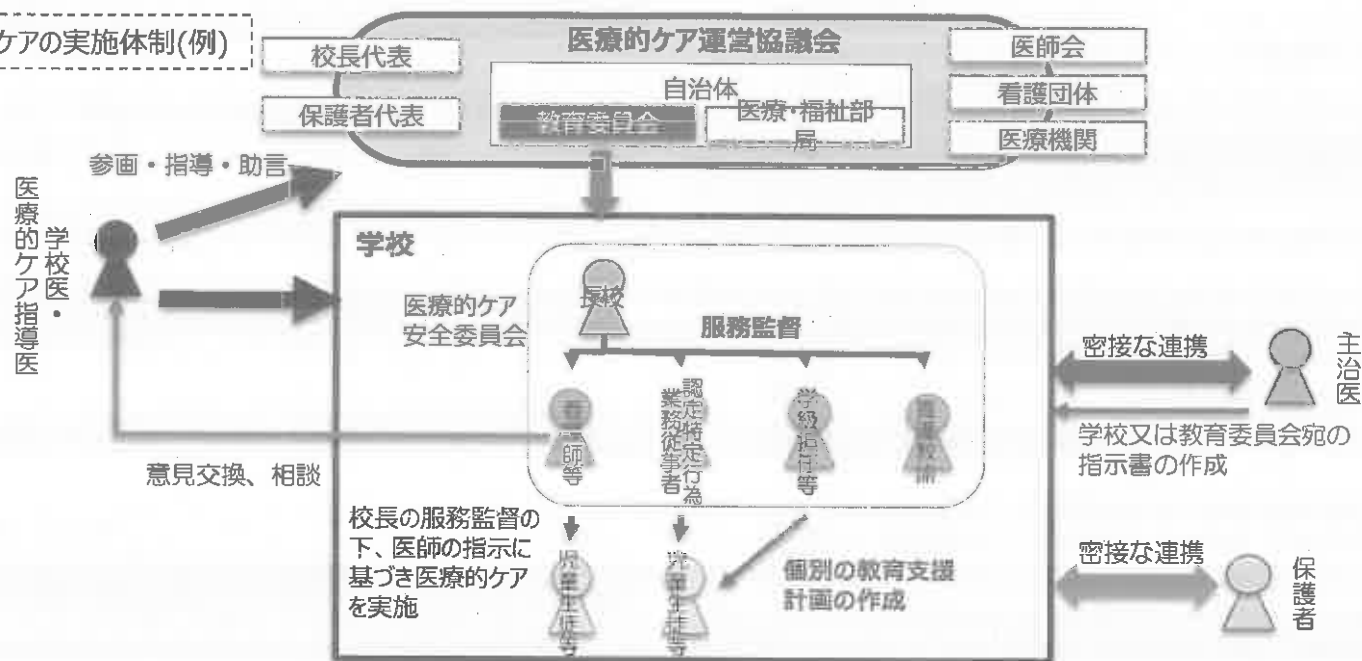
3. 教育委員会における管理体制の在り方

- **総合的な管理体制を構築するためには医療・福祉などの知見が不可欠。**教育、福祉、医療等の関係者、保護者の代表者などで構成される**医療的ケア運営協議会の設置**が必要。
- 域内の学校に共通する重要事項について、**ガイドライン等を策定。**
- 特定行為以外の医療的ケアについては、**一律に対応するのではなく、個々の医療的ケア児の状態に応じてその安全性を考慮しながら対応を検討。**
- **看護師等の配置は、医療機関等に委託する事も可能。**その際は業務内容や手続きを十分検討し、契約書等で明確にすることが必要。

4. 学校における実施体制の在り方

- 教育委員会のガイドラインに基づき、**学校毎の実施要領を策定。**
- **医療的ケア安全委員会を設置**するなど、校長の管理責任の下、関係者が連携し対応できる体制を構築。
- **看護師等がより安心して医療的ケアを実施するためには、**指導的な立場の看護師の配置に加え、医療関係者と直接意見交換・相談できる体制の構築、「チーム学校」の一員として他の教職員とのコミュニケーションも重要。
- 「**個別的教育支援計画**」を作成する際に、主治医や訪問看護ステーションの看護師等から情報を得たり意見交換することが望ましい。

学校における医療的ケアの実施体制(例)



5. 認定特定行為業務従事者が喀痰吸引等の特定行為を実施する上での留意事項

- 23年通知の考え方にに基づき実施。

(参考) 23年通知

- 特別支援学校では、各特定行為の留意点を踏まえ、認定特定行為業務従事者が実施することが可能。

認定特定行為業務従事者が行う場合、
・喀痰吸引については咽頭の手前までを限度とすること、医師の指示により挿入するチューブの長さを決める必要があること
・気管カニューレ内の喀痰吸引に限ること
・経管栄養の場合、チューブが正確に胃の中に挿入されているかの確認は看護師等が行うこと
・実施に係る記録等を整備すること

等

- 小中学校等においては、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等がバックアップする体制が望ましい。

6. 特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項

- モデル事業等の成果も参考にしつつ、**医療的ケア運営協議会において全体的な方針を検討した上で、各学校において、主治医や教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医や看護師等の助言を得つつ、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を考慮しながら、対応の在り方を検討**する。また、各学校の実施状況について、医療的ケア運営協議会で共有することが必要。

(23年通知の変更)

7. 医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断

- 各学校・教育委員会において「医行為」に該当するか否かの判断が難しいと考えられている事例を収集し、中でも、**平成17年通知※に掲げる行為に類似すると考えられる行為について厚生労働省に照会し、その結果を周知**することが必要である。
- また、医学会等から地域の医療関係者の判断に資するような各種の情報が提供されることも期待される。

※「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(平成17年8月25日17国文科第30号初等中等教育局長通知)」において、厚生労働省が示す「原則として医行為ではないと考えられるもの」の周知を図っている。

8. 研修機会の提供

- 教育委員会は、学校に配置する看護師等の専門性の向上を図るために、**医療部局や福祉部局等と連携の上、実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保するとともに、学校での医療的ケアの意義や他職種との協働を理解するための研修機会を提供することが必要**。地域の医師会・看護団体等主催の研修を受講する機会を与えるのも有効。
- 国は、**各自治体の参考となるような情報提供や実技演習、実践報告等を含めた研修の企画・実施に努めることが重要**。各教育委員会は、指導的な立場にある看護師や教育委員会の担当者等が受講できるよう配慮する必要がある。
- 校内連携のため、医療的ケアを実施しない教職員に対しても、医療的ケアの基礎知識に関する校内研修を実施すること。

9. 校外における医療的ケア

(1) 校外学習(宿泊学習を含む。)

- 各学校及び医療的ケア児の状況に応じ、**看護師等又は認定特定行為業務従事者が実施する体制を構築**することとする。(23年通知の変更)
※小中学校等においては、校内と同様、主として看護師等が当たる。
- 泊を伴う行事については、**勤務時間等も考慮した人員確保とともに、緊急の事態に備え、医療機関等との連携協力体制の構築も必要**。泊を伴う勤務に対応した自治体の規則の整備も必要。

(2) スクールバスなど専用通学車両による登下校

- スクールバスなど専用通学車両の登下校において、乗車中に喀痰吸引が必要な場合には、**看護師等による対応を基本**とすること。
- 運行ルート設定の際に安全に停車可能な地点をあらかじめ確認し、停車して医療的ケアを実施すること。
- 緊急時対応が必要となる場合の対応策について、保護者と学校関係者との共通理解を図ることが必要。

10. 災害時の対応

- 医療材料や医療器具、非常食等の準備・備蓄について、あらかじめ保護者との間で協議することが必要。
- 人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、**電源の確保や日頃からの点検を行うとともに、停電時の対応を保護者と学校関係者で事前に確認**する必要がある。

1. 趣旨、現状

義務教育段階の児童生徒数が年々減少する一方、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加。

特に、通級による指導を受ける児童生徒数は5年間で約1.5倍。

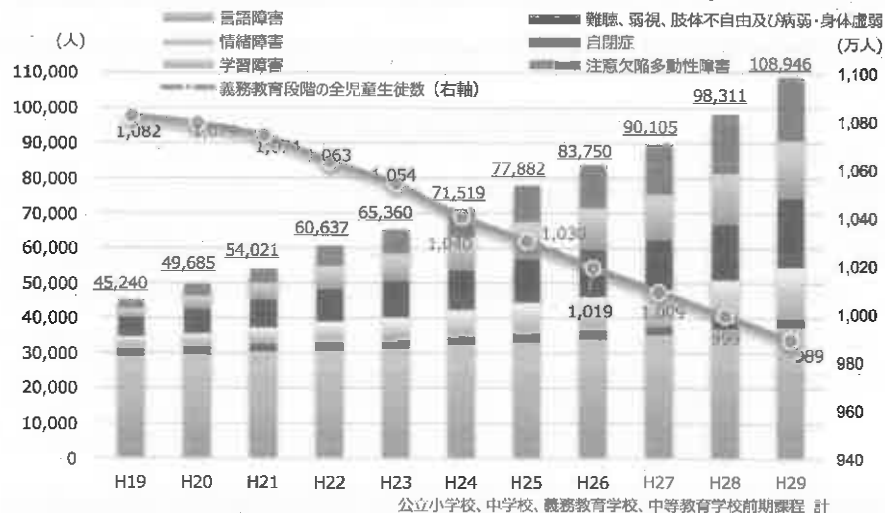
- ◆公立小中学校等における通級による指導の教員定数の基礎定数化（13人に1人）（H29.3 義務標準法改正）
- ◆高等学校等における通級による指導の制度化（H30.4）



必ずしも特別支援教育に関する専門的な知見を有していない教員が、指導を担当せざるを得ない状況にある。

また、通級による指導を受ける児童生徒数の割合は、都道府県によって大きなバラつきがある。

【義務教育段階の児童生徒数及び通級による指導を受けている児童生徒数の推移(平成29年5月1日現在)】



「一人も置き去りにしない教育」の実現

学校及び関係機関における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教員に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていく。

2. 具体的方策と進め方

2019年度にかけて、以下について取り組む。

①通級における指導方法のガイドの作成

通級指導における指導方法（通級授業の在り方のモデル）や対象児童の決定、通級指導経営等に関する事例を含むガイドを作成する。

②「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進

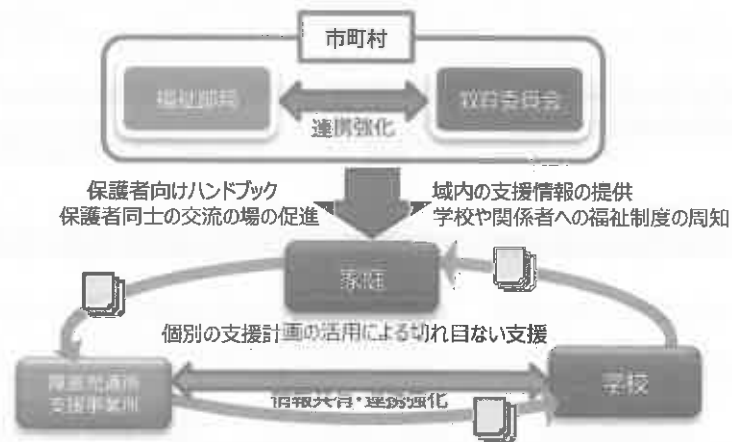
文部科学省と厚生労働省が協働して取り組む家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト（※）の確実な推進に向け、調査研究等の関連事業や保護者に対し必要な情報等を提供するための各自治体におけるハンドブックの配布の推進等に取り組む。

③教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

免許更新制の実質化も含めた養成・採用・研修全般にわたる改善・見直しの議論を踏まえつつ、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みについて検討する。（例えば、通級指導担当教員のための「履修証明」など。）

（※）家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト

各自治体において、教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な障害児及びその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討した。（H29.12～H30.3）



切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

2019年度予算額 2,586百万円
 (前年度予算額 2,398百万円)



○切れ目ない支援体制整備充実事業

1,796百万円 (1,600百万円)
 [補助率1/3](拡充)

2016年の障害者差別解消法の施行、発達障害者支援法の改正等を踏まえ自治体等の切れ目ない支援体制整備に向けた取組に対して経費の一部を補助。

◆特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援を必要とする子供について、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため教育部局と福祉・保健・医療・労働等の関係部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。

◆特別支援教育専門家配置(拡充)

医療的ケアのための看護師 1,500人⇒1,800人 (+300人)

○学校における医療的ケア実施体制構築事業

59百万円 (59百万円)

学校において高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や、医療的ケア実施マニュアル等の作成など、医療的ケア実施体制の充実を図る。

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

213百万円 (280百万円)

◆発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 等

小・中・高等学校等における発達障害を含む障害のある児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のため通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について調査研究等を行う。

○学校と福祉機関の連携支援事業

10百万円 (新規)

障害のある子供に対する、一貫した支援の提供に資するため、学校と障害児通所支援事業所の効率的かつ効果的な連携の在り方について調査研究を行う。

○発達障害に係る教員・支援人材専門性向上に係る検討会議の設置等

【国立特別支援教育総合研究所運営費交付金の内数】(新規)

教育や福祉の分野において、発達障害者支援にあたる人材が身に着けるべき専門性を整理し、指導的立場になる者に対する研修の在り方の検討等を行う。

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 45百万円 (50百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教諭免許状等取得に資する取組や特別支援学校教員等に対する専門的な研修を実施する。

○学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

139百万円 (104百万円)(拡充)

教科書等の作成や新学習指導要領の周知・徹底等を着実に実施するとともに、改訂を踏まえた特別支援学校における学習・指導方法の改善・充実を図るための実践研究等を行う。

○学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

51百万円 (86百万円)

教育委員会等が主体となり、学校において、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る。

○学習上の支援機器等教材活用促進事業 25百万円 (20百万円)(拡充)

教員が障害の状態や特性を理解した上で、適切な支援機器等教材を選定・活用するために必要な指標及び支援機器の活用に伴う学習評価の研究等を行う。

○高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業

26百万円 (新規)

主に高校教育段階の入院生徒等に対する、教育保障体制の整備について調査研究を実施する。

○教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

210百万円 (146百万円) (拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進、教材の活用に関するアセスメント等についての実践的な調査研究等を実施する。

等

(上記以外の施策:就学支援・教職員定数の改善・学校施設整備)

○特別支援教育就学奨励費負担等

12,164百万円(11,567百万円)(拡充) [補助率1/2]

○国立特別支援教育総合研究所運営費交付金、施設整備費補助金

1,083百万円 (1,087百万円)

○特別支援教育の充実の観点から、通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施

○学校施設整備(特別支援学校の教室不足解消のための補助、公立学校のバリアフリー化) [補助率1/3等]

10

学校健康教育の推進について

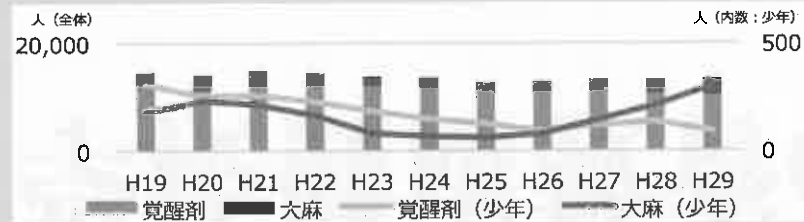
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
初等中等教育局健康教育・食育課

学校における薬物乱用防止教育の推進について

現状

- 第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月薬物乱用対策推進会議）などに基づく、薬物乱用防止教育の推進施策により、中・長期的には青少年による薬物乱用者は減少。
- 一方、近年、インターネット等の普及により薬物を入手しやすい環境となり、大麻をはじめとする薬物事犯の低年齢化傾向がみられるなど、依然として青少年への広がりが懸念される状況。

薬物事犯検挙人員の推移



出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省統計）調べ

課題

- インターネット等の情報化の進展や、薬物乱用の低年齢化等の社会情勢を踏まえた指導が必要。
- 薬物乱用防止教室について、公立学校と比較して国立学校及び私立学校の取組が不十分。

第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月薬物乱用対策推進会議）

目標1-(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

「薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。」

平成29年度薬物乱用防止教室開催状況

	公立学校	私立学校	国立学校
小学校	79.8%	31.1%	40.3%
中学校	95.0%	43.8%	61.6%
高等学校	97.4%	58.9%	59.6%

事業概要

薬物乱用防止教育等支援事業

学校における薬物乱用防止教育等の更なる充実強化を図るため、教育委員会その他行政関係者等から成る協議会を組織し、効果的な指導方法や内容等の検討・実施を支援する。

事業内容等

- 委託先：都道府県教育委員会等
- 採択数：7箇所程度
- 協議会構成例：教育委員会、保健福祉部局、国公私立学校関係者、警察、医師会、薬剤師会 等



事業成果は、学校保健全国連絡協議会の発表等を通じ、全国に普及する。

大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の作成

大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学・短期大学・専門学校・高等専門学校に対し入学時のガイダンス等において活用できる啓発資料を作成する。

薬物乱用防止広報啓発活動

全国の高等学校生徒及び高等専門学校学生による広報啓発映像を募集し、優秀作品を高校野球、Jリーグ等の大型スクリーンで放映することで、高校生等が作成を通じて薬物乱用の危険性について理解を深めるとともに、映像放映を通じ広く国民の啓発を図る。

成果

本事業の実施により、青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する意識の向上を図る

学校における受動喫煙対策について

これまでの取組

平成22年3月に、「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、厚生労働省通知を受け、「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について（通知）」（平成22年3月12日付け21ス学健第33号）を発出。

- ・ 多数の者が利用する公共的な空間については、原則禁煙であるべき。
 - ・ 特に、子どもが利用する学校や医療機関などの施設をはじめ、屋外であっても、公園、遊園地や通学路などの空間においては、子どもたちへの受動喫煙の被害を防止する措置を講ずること。
- 【多数の者が利用する施設の管理者の努力義務】**

学校敷地内の全面禁煙措置を講じている学校の割合の推移

平成17年度
45.4%

平成24年度
82.6%

平成29年度
90.4%

受動喫煙防止対策実施状況調査（文部科学省）

これまでの取組により、受動喫煙対策は、一定程度進んできているところである。

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)について(抄)

趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

①「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

③施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

学校⇒第一種施設：受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者(子どもなど20歳未満の者、患者等)が主として利用する施設

敷地内禁煙

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することができる。

第一種施設：2019年7月1日施行

※全面施行は、2020年4月1日。

罰則規定あり **【全ての者及び管理権原者の義務】**

※(義務違反時の対応の例)指導→勧告・命令→罰則の適用(過料)

【関係通知】

- ・「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）（平成30年8月9日付け30初健食第18号）
- ・「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（通知）（平成31年3月28日付け30初健食第31号）

【特定屋外喫煙場所】

- 場所が区画されていること。
- 標識を掲示すること。
- 通常立ち入らない場所に設置すること。

※近隣の建物に隣接するような場所に設置しないよう配慮

☆ 第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから禁煙義務とすることが原則であり、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設け立入ることを禁ずるものではないことに十分留意すること。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY

初等中等教育 健康教育・食育課

第2次学校安全の推進に関する計画について(=今後の学校安全に関する方向性)

これまでの取組と課題

- 東日本大震災の教訓を踏まえて、実践的な安全教育、防災マニュアルの整備や安全点検・見守り活動等が推進されてきた。
- 学校管理下で発生する事故、犯罪被害、交通事故等は全体として減少しているものの、いまだ児童生徒等の安全が十分に確保されているとは言い難いため、児童生徒等を取り巻く多様な危険を的確に捉え、対策を推進することが必要。
- 学校安全の推進に当たって、地域間・学校間・教職員間に差が存在していることから、全ての学校において、質の高い学校安全の取組を推進することが求められている。

第2次学校安全の推進に関する計画(計画期間：平成29年4月～平成34年3月)(平成29年3月24日閣議決定)

目指すべき姿

- 全ての児童生徒等が、安全に関する資質・能力を身に付けることを目指す。
- 学校管理下における児童生徒等の事故に関し、死亡事故の発生件数については限りなくゼロとすることを旨とするとともに、負傷・疾病の発生率については障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少傾向にすることを旨とする。

上記を実現するために、12の施策目標を設定し、国・学校設置者・学校等が今後5年間で推進すべき具体的な取組を記載

5つの推進方策と12の施策目標

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 全ての学校において、
 - ・管理職のリーダーシップの下、中核となる教職員を中心とした組織的な学校安全体制を構築【1】
 - ・学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定【2】
 - ・取組の評価・検証を踏まえた改善【3】
- 全ての教職員が、各キャリアステージにおいて必要な研修等を受講【4】

2. 安全に関する教育の充実方策

- 全ての学校において、
 - ・学校教育活動全体を通じた安全教育を実施【5】
 - ・取組を評価・検証し、学校安全計画(安全管理、研修等の組織活動を含む)を改善【6】

3. 学校の施設及び設備の整備充実

- 全ての学校において、
 - ・耐震化の早期完了を目指すとともに、緊急的な対応が必要な老朽化対策等を実施【7】
 - ・地域の特性に応じ、非常時の安全に関わる設備の整備を含めた安全管理体制を充実【8】

4. 学校安全に関するPDCAサイクルの確立を通じた事故等の防止

- 全ての学校において、
 - ・定期的に学校施設・設備の安全点検を実施するとともに三領域(生活安全・災害安全・交通安全)全ての観点から通学・通園路の安全点検を行い、児童生徒等の学校生活環境を改善【9】
 - ・学校管理下における事故等には、「学校事故対応に関する指針」に基づく調査を実施【10】

5. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- 全ての学校において、
 - ・保護者・地域住民との連携体制を構築【11】
 - ・外部専門家や関係機関との連携体制を構築【12】

学校安全資料：「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育の改訂について

作成・改定の経緯

- 平成13年：平成7年の阪神・淡路大震災、平成13年の大阪教育大学附属池田小学校事件等を踏まえて、**学校安全の参考資料として、「生きる力」をはぐくむ学校安全教育**（以下「生きる力」という）を作成
- 平成22年：平成21年の学校保健安全法の制定（学校保健法改正・改称）等を踏まえて「生きる力」を改訂（1回目）、

- 震災や豪雨等の自然災害の状況、交通事故や犯罪等の社会的な情勢の変化など、新たな課題の顕在化・深刻化
 - 学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故に巻き込まれる事案やスマートフォンやSNSの利用を巡るトラブルなど従来想定されなかった新たな危機事象の発生
- ⇒ **学校を取り巻く新たな状況を踏まえつつ、「学校事故対応に関する指針の作成（平成28年）」、「学習指導要領の改訂（平成29年）」、「第2次学校安全の推進に関する計画の策定（平成29年）」などに対応して、平成31年3月「生きる力」を改訂（2回目）**

「生きる力」をはぐくむ
学校での安全教育



改訂の主なポイント

学校における安全教育（学習指導要領の改訂への対応）

○安全教育の推進

安全に関する資質・能力を明確化し、学校教育活動全体を通じた教科等横断的なカリキュラムマネジメントの確立を通じ、地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが重要。

○各教科等を通じた安全に関する教育

自助、共助、公助の視点を取り入れながら、地域の特性や児童生徒等の実情に応じて、各教科等の安全に関する内容のつながりを整理した上で教育課程を編成し、「学校安全計画」により教職員の共通理解を図ることが重要。

「第2次学校安全の推進に関する計画」

「学校事故対応に関する指針」を踏まえた対応

○事故等の未然防止のための安全管理と事故発生後の適切な対応

学校保健安全法に基づき、「学校安全計画」「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）を作成し、組織的に安全管理に取り組む体制を整備することが必要。

作成後も、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通じ、危険な箇所や場所を抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で改善していくことが必要。

○「学校事故対応に関する指針」に係る対応

「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故等発生時の組織的かつ的確な対応、調査・報告・再発防止等の適切な事後対応や児童生徒等への心のケアを実施することが必要。

学校における安全管理

○学校への不審者侵入時の対応

適切かつ確実な危機管理体制を確立し、危機管理マニュアルに基づく訓練の実施など教職員が様々な危機に適切に対処できるようにすること、不審者が侵入した際に、躊躇することなく警察に通報するとともに、不審者は何らかの凶器を所持しているという前提に立った対応が重要。

○登下校時における緊急事態発生時の対応

登下校時における緊急事態として、犯罪被害や交通事故、地震、大雨などによる自然災害を想定。的確に対応できるように体制を整備し、保護者や警察等の関係機関、地域の関係者等と連携した対応が重要。

○災害（地震・津波、原子力等）発生時の対応

地震・津波による災害、火山災害、風水（雪）害、落雷等の気象災害等の自然災害発生時には避難等の迅速かつ的確な対応を図る。

児童生徒等の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けた対応を行う。こうした対応を教育委員会・設置者を中心に防災部局等と連携したルール作りなど事前の準備が重要。

○新たな危機事象への対応

スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害、学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する新たな危機事象への対応を念頭に、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じ、常に最新の状況にしておくことが重要。



「学校給食費徴収・管理業務のガイドライン」について

○公会計 685自治体 (40%)

徴収・管理業務の主体が主に自治体 393自治体 (23%)

徴収・管理業務の主体が主に教職員 292自治体 (17%)

【A】

【B】

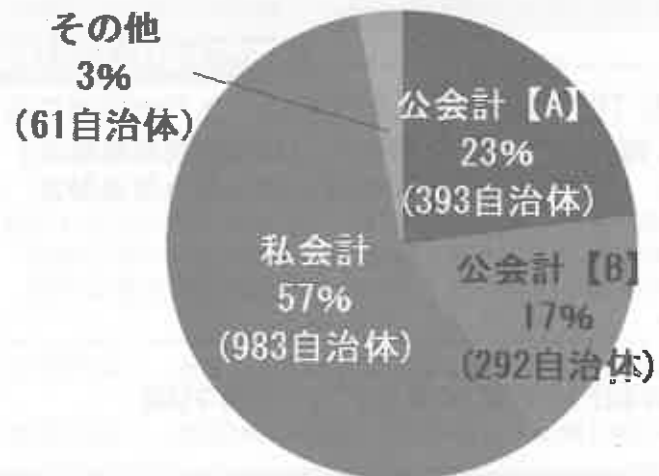
○私会計 983自治体 (57%)

徴収・管理業務の主体は教職員が実施

○その他 (一部の学校において公会計処理) 61自治体 (3%)

徴収・管理業務の主体が主に自治体 25自治体 (1%)

徴収・管理業務の主体が主に教職員 36自治体 (2%)



新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日中央教育審議会）（抄）

これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について

③ 学校徴収金の徴収・管理

学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、未納者への督促等を含め、徴収・管理を地方公共団体の職員の業務とすることで、学校の負担軽減を図りつつ、高い徴収率を挙げている例もある。また、学校給食費については、既に地方公共団体の歳入歳出予算に組み入れる公会計方式にしている地方公共団体も一定程度存在する。

先進的な地方公共団体の取組を踏まえれば、未納金の督促等も含めた学校徴収金の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではない。

特に学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきであり、それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた取組を進めるべきであって、各地方公共団体の取組状況や既に取り組んでいる地方公共団体の好事例を広く公表することにより、各地域の取組を促す。

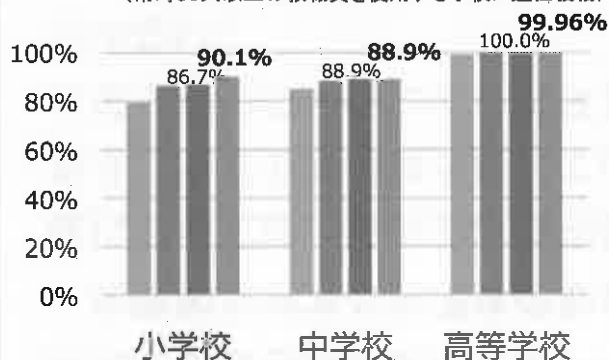
公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備状況（平成29年度）

- 公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備状況は、前回調査に比べて、全体的な傾向として概ね横ばい。
- 項目別では、50人未満の公立学校における面接指導体制の整備率が特に低く、小中学校における衛生管理者や産業医の選任、衛生委員会の設置等に関する状況も依然として低い水準。
- 体制整備が進まない理由としては、関係法令等の認識不足、有資格者の不在、財政的な事情、勤務時間の把握が不十分等。

■平成22年 ■平成24年 ■平成26年 ■平成29年（文部科学省調べ）

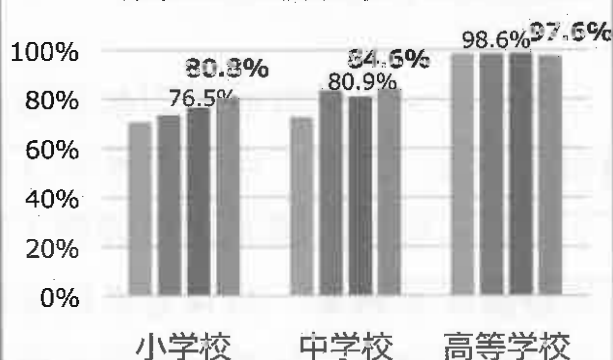
● 衛生管理者の選任率

（常時50人以上の教職員を使用する学校に選任義務）



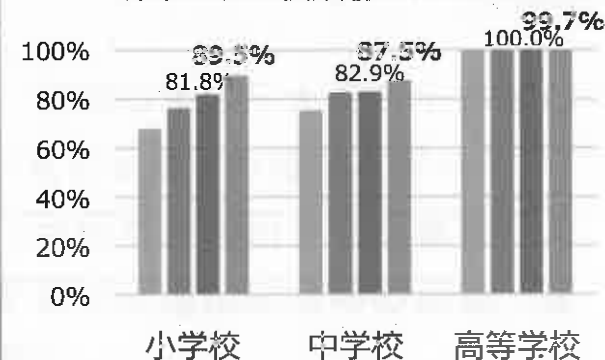
● 産業医の選任率

（常時50人以上の教職員を使用する学校に選任義務）



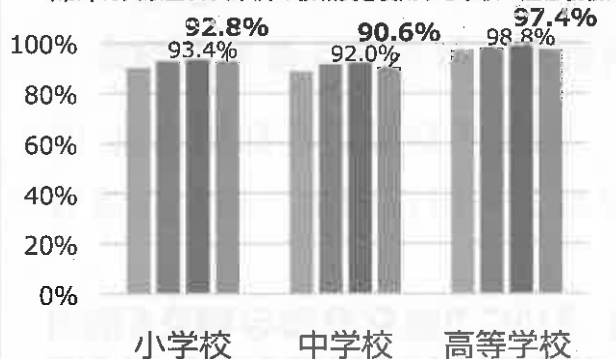
● 衛生委員会の設置率

（常時50人以上の教職員を使用する学校に設置義務）

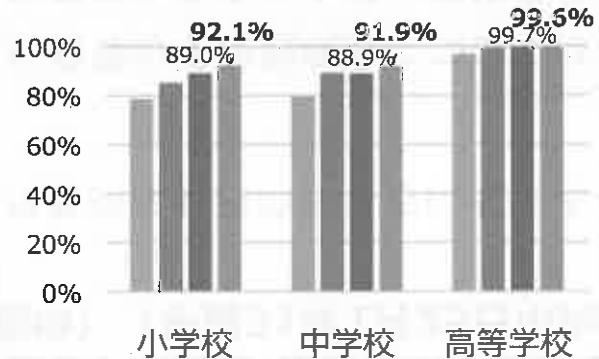


● 衛生推進者の選任率

（常時10人以上50人未満の教職員を使用する学校に選任義務）



● 面接指導体制の整備状況（50人以上）



● 面接指導体制の整備状況（50人未満）



※ 選任率・設置率：選任・設置を要する事業場のうち実際に選任・設置している事業場の割合

労働安全衛生管理体制の整備の取組について

< 1. 公立学校における労働安全衛生管理体制の整備状況に関する調査 > ※隔年で各都道府県及び市町村に対して実施

- 平成30年12月、調査結果の通知及び労働安全衛生管理体制整備の際の留意点について再周知するとともに、速やかな体制整備を要請。

- ・関係法令等の認識不足 →啓発資料（リーフレット）の再周知
- ・有資格者の不足 →すでに資格を有している者（保健体育教諭や養護教諭等）の活用方策について再周知
- ・財政的事情 →産業医の選任や面接指導體制の整備に係る地方財政措置の活用について再周知
- ・勤務時間の正確な把握ができていない →働き方改革推進法による労働時間の客観的な把握の義務化について再周知

< 2. 通知等による指導 >

➤ 近年の主な通知

※このほか、毎年各都道府県教育委員会や私学主管課の担当者会議等において周知を実施。

- 平成27年5月 労働安全法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（※ストレスチェック制度の導入等）
- 平成30年3月 平成28年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について（通知）
（※50人未満の学校を含む全ての学校におけるストレスチェック制度の適切な実施等）
- 平成30年10月 働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法等の施行について（通知）
（※産業医・産業保健機能の強化、面接指導の確実な実施、労働時間の把握の義務化等）
- 平成31年2月 働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法等の解釈について（通知）
（※産業医等に対する情報提供や労働時間の把握に係る規定等の解釈等）

「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（第3版）」
（平成31年）



< 3. 啓発資料の作成 >

- 学校の管理職等を対象とした啓発資料(リーフレット)を作成、各都道府県・指定都市教育委員会等へ配布。

< 4. 学校における働き方改革に関する議論を受けた取組 >

- 中央教育審議会が平成31年1月に取りまとめられた、学校における働き方改革についての答申において、労働安全衛生管理の必要性に関して指摘がなされ、文部科学省においては、主に以下の点について平成31年3月に通知を発出。今後、各都道府県及び市町村の取組のフォローアップを実施予定。

- ・学校の設置者に対し、体制整備等にかかる義務遵守の徹底を促す
- ・先進事例等の把握・周知
- ・わかりやすい資料の周知
- ・相談窓口制度の利用の啓発 等

11

教科書について

初等中等教育局教科書課

学習者用デジタル教科書の制度化に関する法令の概要

1. 学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)

- 紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(学習者用デジタル教科書)がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。
- 視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部においても、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる。

2. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第35号)

1. 学習者用デジタル教科書の要件:

- ① 紙の教科書の発行者が、紙の教科書の内容を全て記録。(ただし、デジタル化に伴い必要となる変更は可能。)
- 2. 学習者用を使用する際の基準は告示において定める。
- 3. 教育課程の全部においても紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できる事由:
視覚障害や発達障害等の障害、日本語に通じないこと、これらに準ずるもの。

3. 学校教育法第34条第2項に規定する教材の使用について定める件(平成30年文部科学省告示第237号)

1. 教育の充実を図るため、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準:

- ① 紙の教科書と学習者用デジタル教科書を適切に組み合わせ、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業は、各教科等の授業時数の2分の1に満たないこと。 ※学習者用デジタル教科書の導入は段階的に進めるため、まずは、紙の教科書を主として用いる
- ② 児童生徒がそれぞれ紙の教科書を使用できるようにしておくこと。
- ③ 児童生徒がそれぞれのコンピュータにおいて学習者用デジタル教科書を使用すること。
- ④ 採光・照明等に関し児童生徒の健康保護の観点から適切な配慮がなされていること。
- ⑤ コンピュータ等の故障により学習に支障が生じないよう適切な配慮がなされていること。
- ⑥ 学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の効果を把握し、その改善に努めること。

2. 児童生徒の学習上の困難を低減させるため紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する際の基準

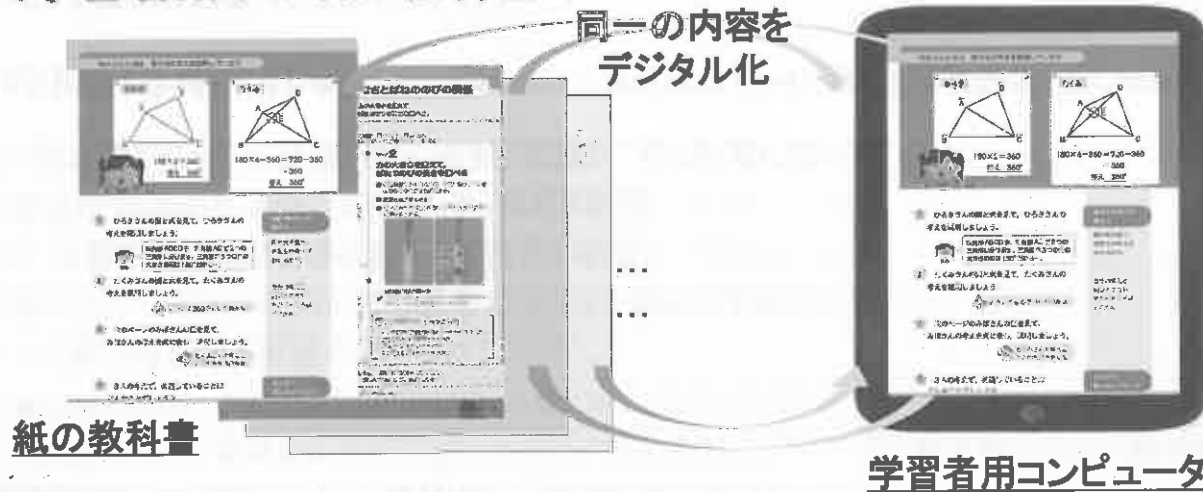
(1.の基準に加え):

- ① 障害等の事由に応じた適切な配慮がなされていること。
- ② 紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業が、各教科等の授業時数の2分の1以上となる場合には、児童生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

施行期日

平成31年4月1日

＜学習者用デジタル教科書＞



＜学習者用デジタル教科書の導入により期待されるメリット＞

＜特別支援教育等における活用例＞

- デジタル機能の活用による教育活動の一層の充実
 (例) 拡大縮小、ハイライト、共有、反転、リフロー、音声読み上げ
 総ルビ、検索、保存 等
- デジタル教材との一体的使用
 (例) 動画・アニメーション、ドリル・ワーク、参考資料 等

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

国語
本文を自由に切り取り
試行錯誤

算数
立体図形の展開／回転

外国語活動
発音を音声認識して
自動チェック

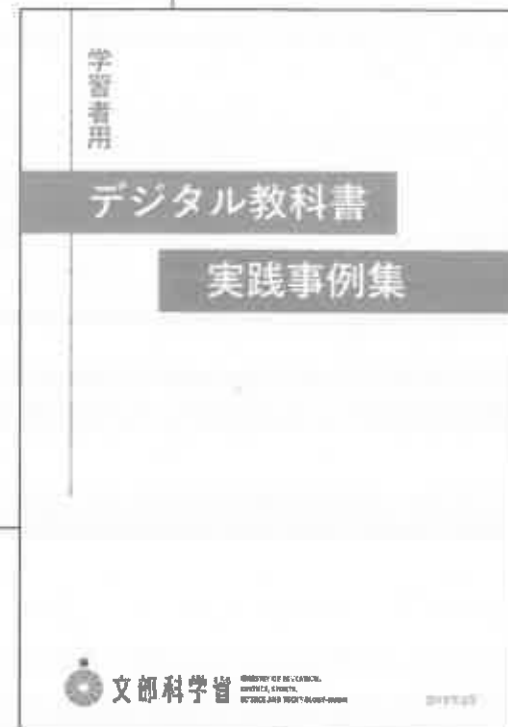
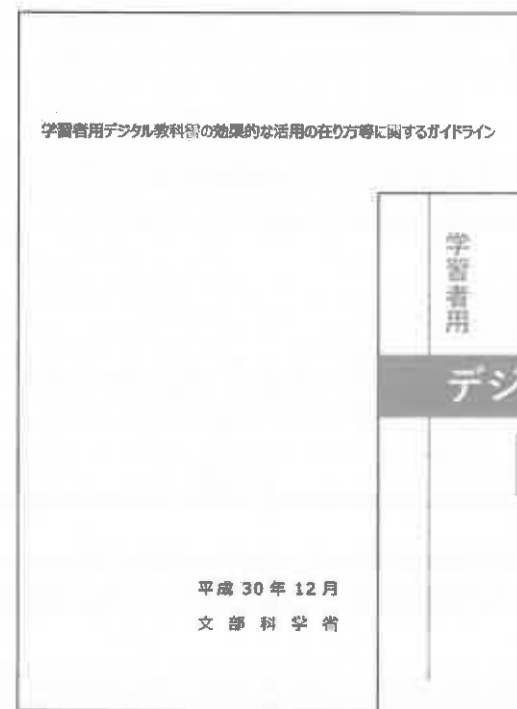
理科
理解を促進するための音声・動画

社会

- 学習者用デジタル教科書の制度化に関しては、下記の文部科学省ホームページにおいて、法令等の概要やガイドライン、実践事例集等の情報を集約しています。

<文部科学省HP:学習者用デジタル教科書の制度化>

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm



教科用特定図書等の普及促進について

音声教材について

音声教材とは、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材。「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」(教科書バリアフリー法)に基づき、教科書発行者から提供を受けた教科書デジタルデータを活用し、ボランティア団体等が製作している。文部科学省は、以下の団体に調査研究を委託しており、その成果物である音声教材を読み書きが困難な児童生徒に無償提供している。

音声教材製作団体の概要

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

(<http://www.jarcd.jp/>)

- 教材名：「マルチメディアデジ教科書」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中学校の教科書を中心に作成。パソコンやタブレット端末にて利用可能。
- 利用者実績：8,093人 (H29年度)

茨城大学

(<http://www.udlte.or.jp/>)

- 教材名：「ペンでタッチすると読める音声付教科書」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。通常の教科書と見た目はほぼ同じ。音声は肉声。小・中学校の国語を中心に作成。音声ペンをタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。鉛筆やペンでの書き込みが可能。
- 利用者実績：150人 (H29年度)

東京大学先端科学技術研究センター

(<http://accessreading.org/about.html>)

- 教材名：「AccessReading」
- 主な特徴：音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能あり。音声は合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中・高校の教科書を対象。Word版のものとEPUB版の2種類を作成。パソコンやタブレット端末にて利用可能。
- 利用者実績：574人 (H29年度)

広島大学

(<https://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/>)

- 教材名：「文字・画像付き音声教材」
- 主な特徴：サイズ等の変更が可能なテキストを合成音声で読み上げる。読み方を指定しているため正確に読み上げる。単語の辞書検索も可能。音声読み上げ中、同じページ番号の原本教科書画像データに表示切り替え可能なため、授業中、授業者の指示に対応しやすい。小中学校を中心に製作。iPad、iPhoneなどのiOS機器にて利用可能
- 利用者実績：なし (平成31年度新規)

NPO法人エッジ

(<http://www.npo-edge.jp/>)

- 教材名：「音声教材BEAM」
- 主な特徴：音声のみの教材(テキストや挿絵等の図版はなし)。音声は合成音声。小・中学校の国語・社会を中心に作成。スマートフォン、ICレコーダー等、mp3ファイルが再生可能な機器で利用可能。データ容量が軽く、操作が簡便。
- 利用者実績：279人 (H29年度)

愛媛大学教育学部

- 教材名：「電子辞書等で読む・聞く音声付教材(仮)」
- 音声、本文等テキストを含む(挿絵等の図版はなし)。音声は合成音声(一部肉声)。小・中・高の教科書を対象。電子辞書等を用いて、テキスト形式(.txt)ファイルを表示、文字を読みやすい大きさに変更可能。あわせて音声を再生可能。電子辞書で調べ学習にも対応。
- 利用者実績：なし (平成31年度新規)

(参考) 小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期

年度(西暦)		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
学校種別等区分		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎				◎	◎		
		採択				△				△	△	
		使用開始	○				○				○	○
	主として 中学年用	検定				◎				◎	◎	
		採択	△				△				△	△
		使用開始		○				○				○
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎	◎
		採択		△				△				△
		使用開始			○				○			

◎:検定年度

△:直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○:使用開始年度(小・中学校は原則として4年ごと, 高校は毎年採択替え)

◆:「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲:前年度の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●:「特別の教科 道徳」の教科書の使用開始年度

※小学校における平成30年度, 中学校における平成31年度においては, 「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われる。

※太線以降は, 学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

12

地域と学校の連携・協働について

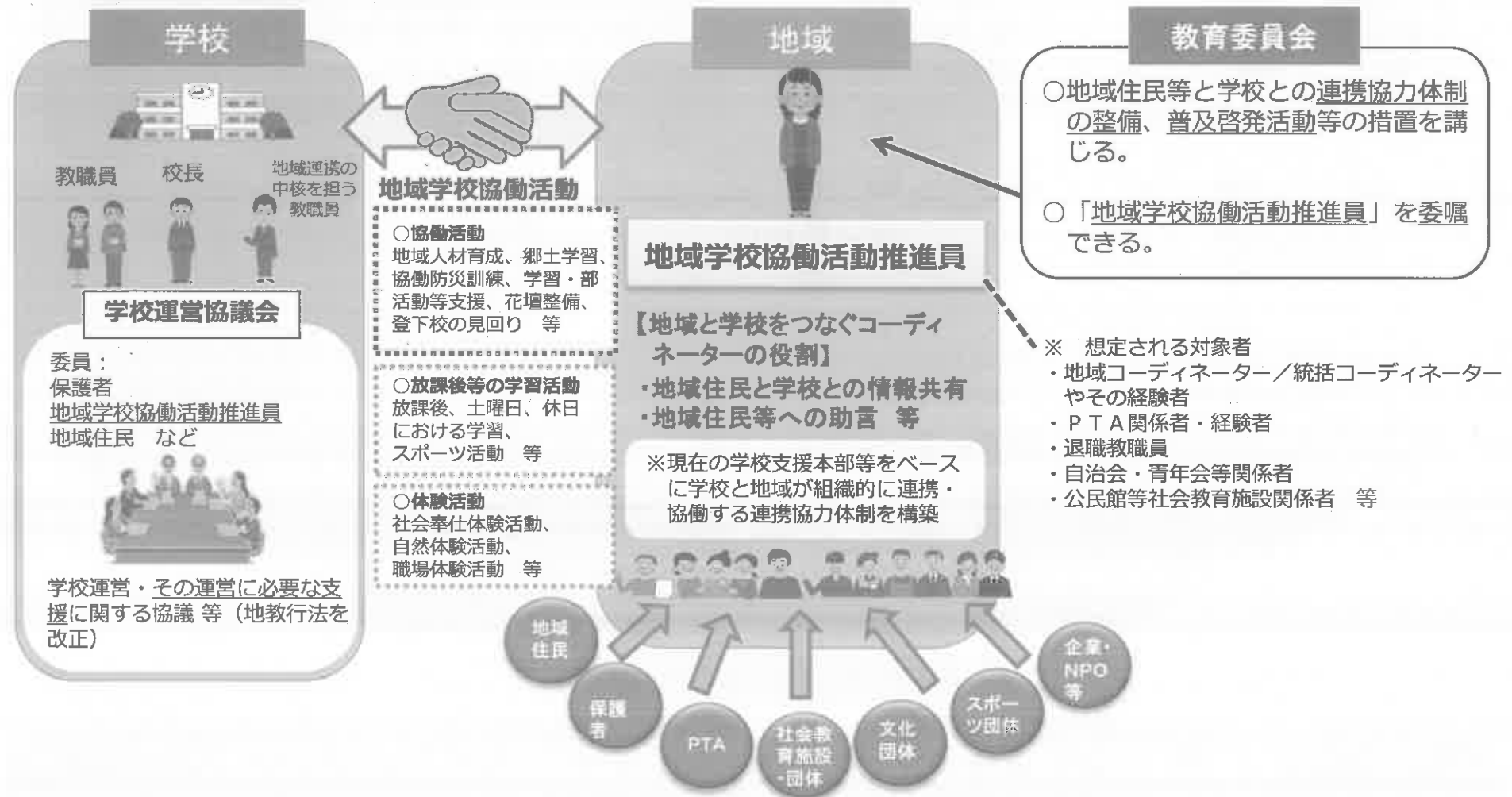
総合教育政策局地域学習推進課

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正について

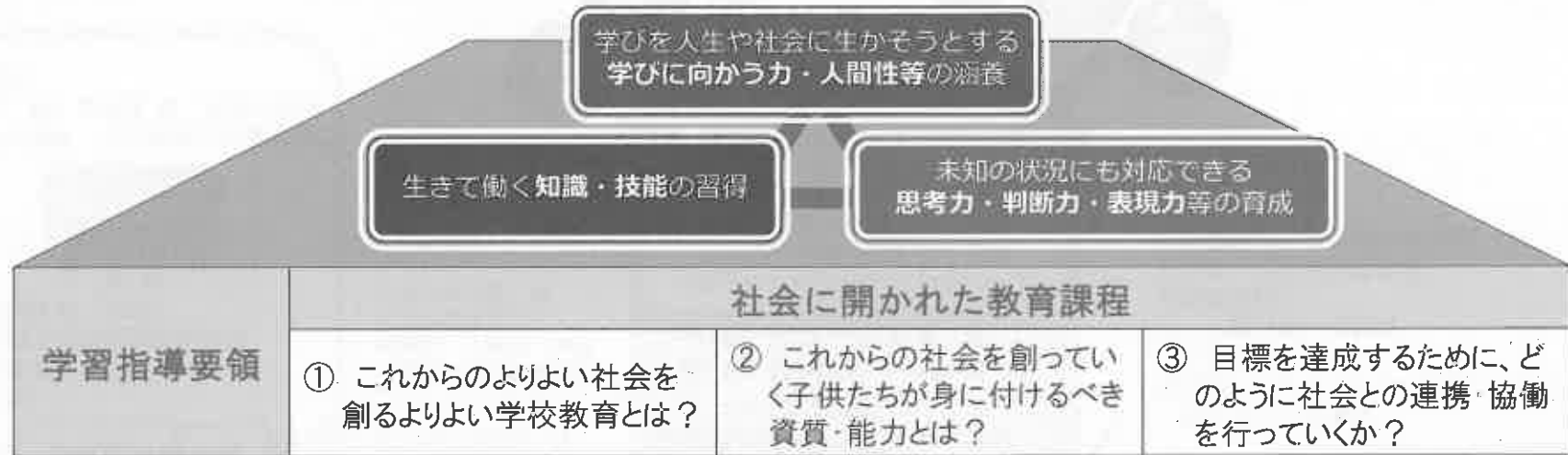
改正の概要(平成29年3月改正、同年4月施行)

平成27年12月の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正され、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置が努力義務化。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、社会教育法が改正され、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化。

<地域と学校の協働体制のイメージ>



「社会に開かれた教育課程」の実現と「地域と学校の連携・協働」



情報の共有

基本方針の承認

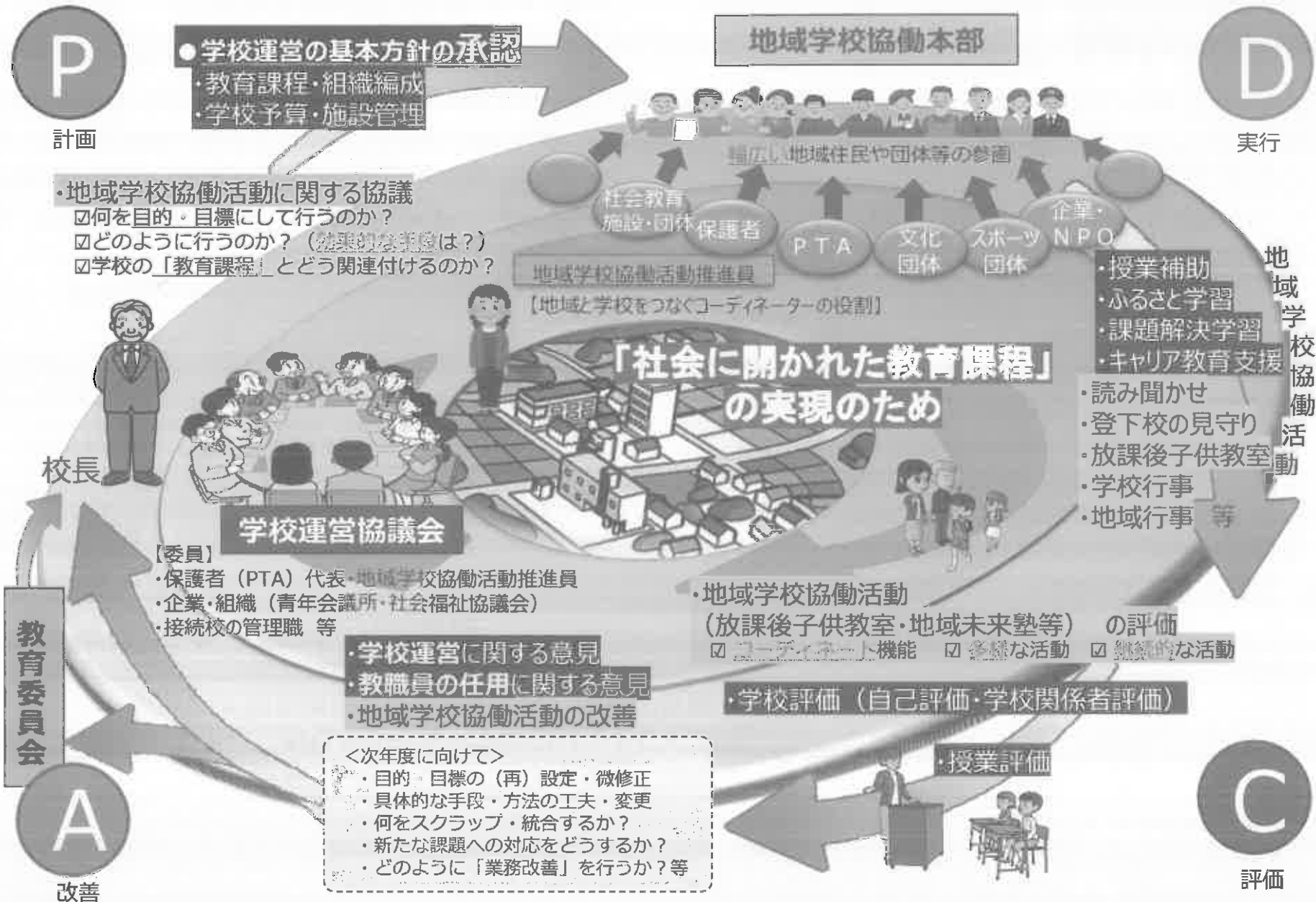
熟議の実施

地域学校協働活動の実施



学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進

「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



地域と学校の連携・協働の推進がカリキュラム・マネジメントに寄与した事例 (島根県益田市立豊川小学校)

地域と学校の連携・協働の推進により、社会教育コーディネーターを中心に、地域ぐるみで子供を育む方向性を共有。活動を協働化し、カリキュラム・マネジメントにも寄与。

▶ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の教育力も高まり、大人も子供も学び合う「学びの循環」へ

学校運営協議会 / 地域の協議会 での協議・連携

学校運営協議会

校長、教職員、社会教育コーディネーター、公民館、
保育園、PTA、自治会代表 等

地域の協議会が推薦した者を
学校運営協議会の委員に任命

学校の教育目標や校内研究
の取組、子供の状況を共有

地域の協議会

公民館、連合自治会、社会福祉協議会、民生児童委員、
保育園、小学校、中学校、PTA、社会教育コーディネーター等



授業の実施

地域の特性や実情を踏まえて行う一部の授業について、地域住民と連携して実施。授業前に地域住民と指導案・ねらいを共有し、地域住民も授業に参画。指導案を踏まえて地域住民からも児童へ質問の投げかけ。

(授業で子供たちが作物を栽培する单元において、教師だけでは難しい大豆の栽培から豆腐作りまでを、地域住民の協力を得て実施)

振り返り

授業実施後、学校運営協議会の委員を中心に、地域住民も授業の研究協議に参加。



カリキュラム・マネジメント

授業後、ねらいを達成した次年度以降も豆腐作りの活動が継続されていたが、学校・社会教育コーディネーター・公民館の協議により、公民館活動に切り替えて継続

▶ 社会教育コーディネーターが調整し、学校・地域の双方にとってより良い手法に転換することができ、児童の学びの充実にもつながった。

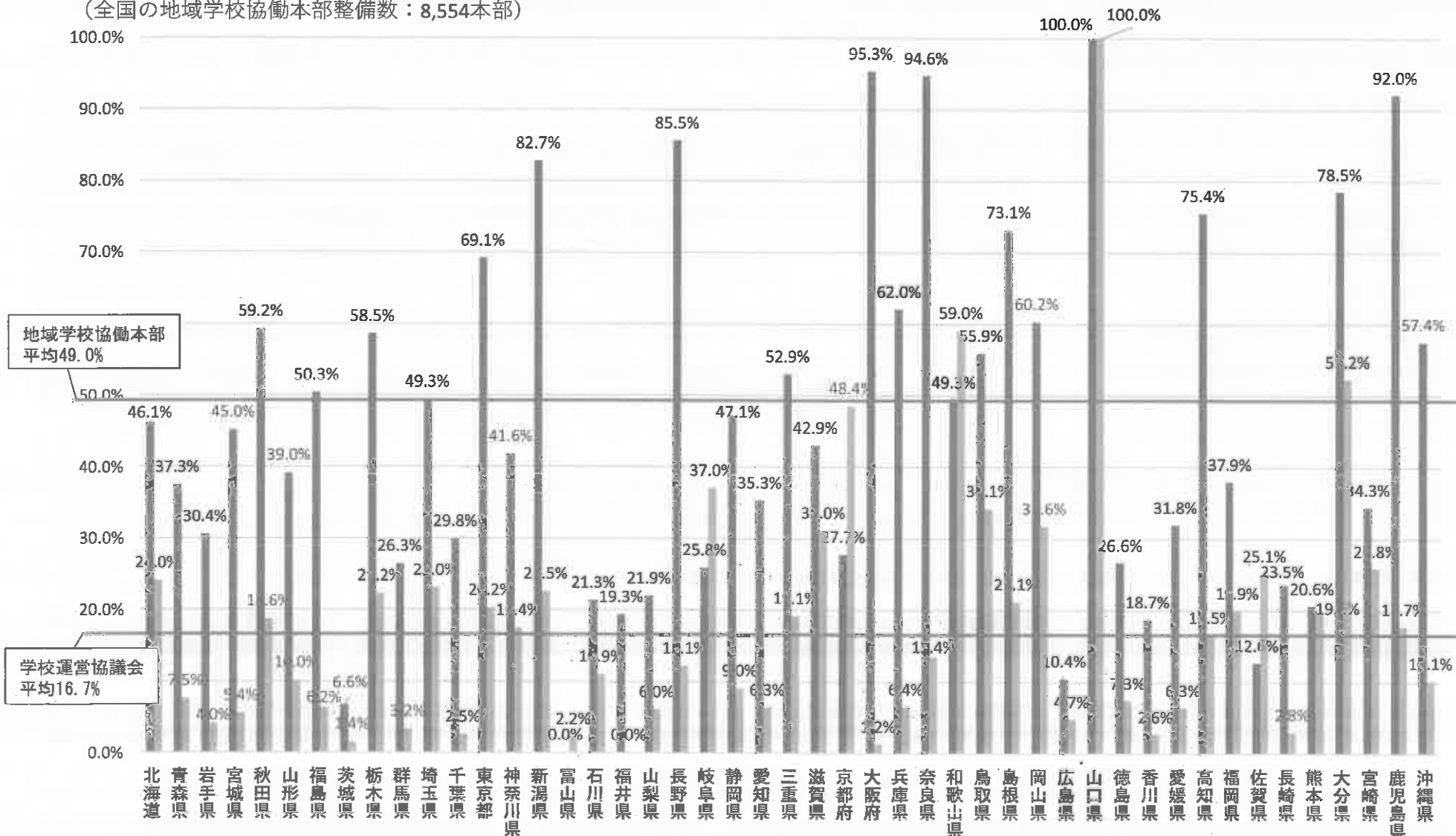
地域学校協働本部整備率と学校運営協議会制度の導入率（都道府県別）

全国の公立小・中・義務教育学校数：28,650校（小学校：19,301校、中学校：9,268校、義務教育学校：81校）

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,031校（小学校：9,774校、中学校：4,221校、義務教育学校：36校）

学校運営協議会制度を導入している公立小・中・義務教育学校数：4,796校（小学校：3,265校、中学校：1,492校、義務教育学校：39校）

（全国の地域学校協働本部整備数：8,554本部）



■ 地域学校協働本部整備率（公立小・中・義務教育学校）

■ 学校運営協議会制度導入率（公立小・中・義務教育学校）

※文部科学省、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター調査（平成30年5月時点）による。国庫補助対象外の取組を含む。

※文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査（平成30年4月時点）による。

地域学校協働活動推進事業

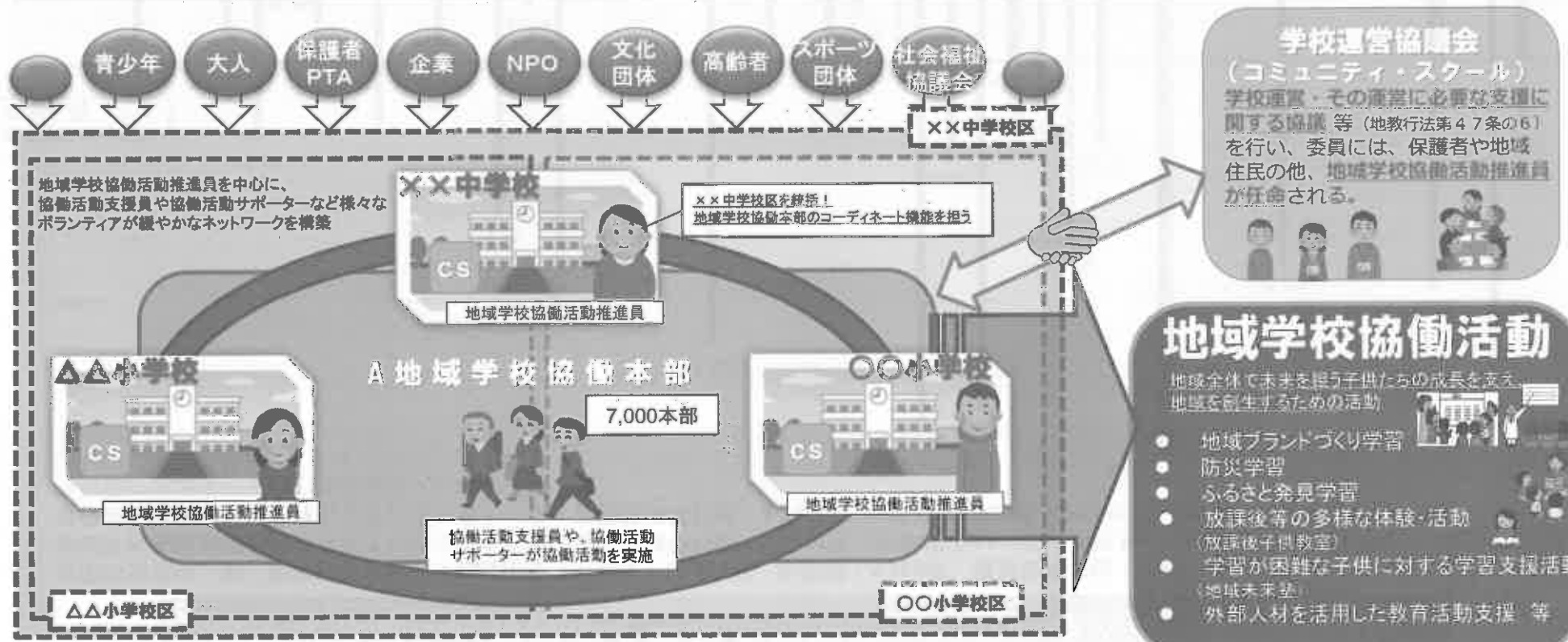
2019年度予算額(案) 5,924百万円
 (前年度予算額 6,012百万円)

【補助率】	
国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3



地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、これからの社会の創り手となる子供たちに、社会や地域と向き合い関わり合いながら学ぶ機会を与える「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「地域学校協働活動」を積極的に推進していくことが必要。

目標	事業内容
2022年度までに全小中学校において幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「 <u>地域学校協働活動</u> 」を推進する。 そのため、地域と学校をつなぐ「 <u>地域学校協働活動推進員</u> 」を配置することにより、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「 <u>地域学校協働本部</u> 」の整備を推進することにより、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。



13

公立小・中学校の 適正規模・適正配置等について

初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室

コミュニティ・スクール推進体制構築事業

2019年度予算額（案）85百万円
（前年度予算額 98百万円）



※「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー。

補助率：国 1/3

社会総がかりで子供たちを育むために、全ての公立学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。地教行法の改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域や学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実に向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。

＜改正地教行法＞学校運営協議会設置が努力義務化（全ての公立学校が対象）



※CSディレクター 学校運営協議会の会議運営や、学校間、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に係る業務を行う地域人材

域内「全ての学校」においてCSの推進体制を構築

推進協議会 (教育委員会主催)

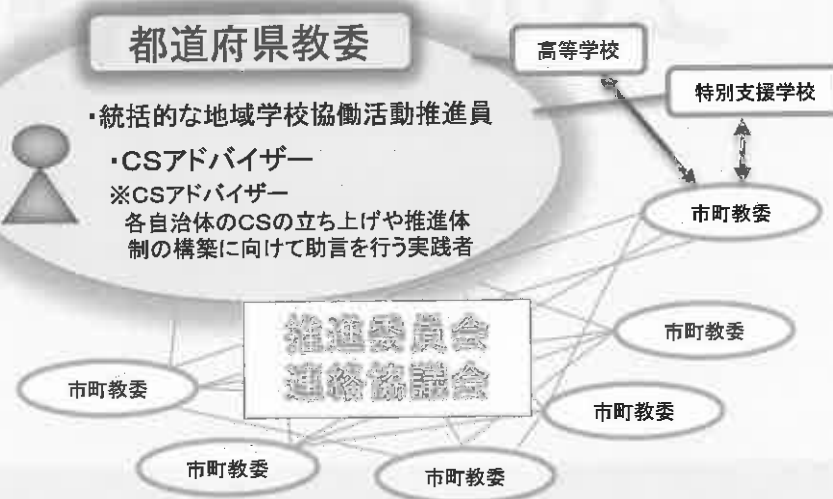
※教育委員会の下部組織である各校の学校運営協議会をつなぎ、推進方を協議

- ①「地域とともにある学校づくり」に向けて、学校と地域をつなぐ推進体制の構築
 - ・各学校や地域の協議・活動内容の共有
 - ・教職員と学校運営協議会委員の合同研修
 - ・地域連携担当教職員の情報交換・研修
- ②「地域学校協働活動」との一体的な推進



推進フォーラム
研修会

★「地域学校協働活動推進事業」の一環として実施



域内全ての市区町村及び管轄する学校においてCSの推進体制を構築

- ①市町村教委の学校教育・社会教育担当課の連携・協働体制の構築



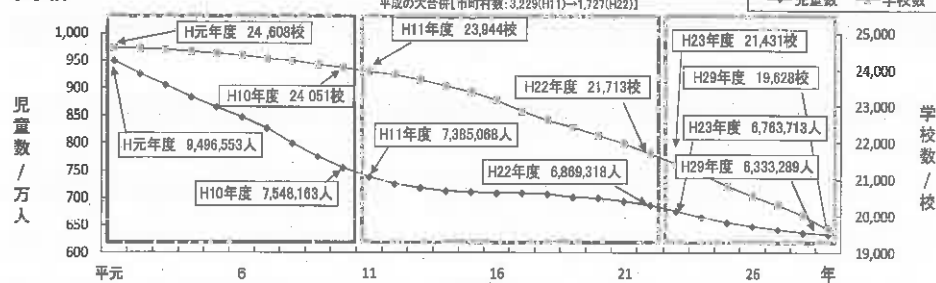
- ②県立学校と市町村立学校の学校運営協議会の連携・協働体制の構築



- ③管理職・事務職員マネジメント研修

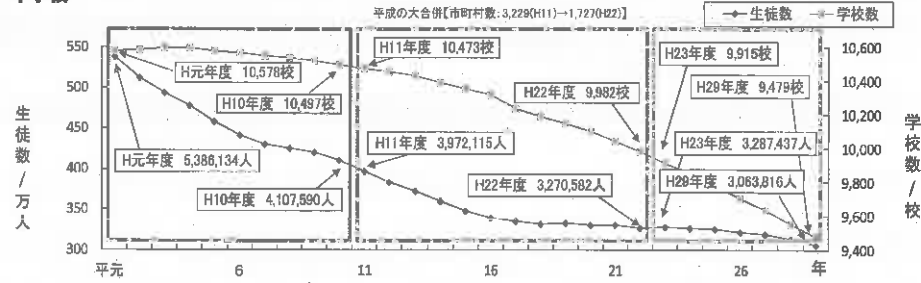
公立小学校の数と児童数の推移

小学校



出典: 学校基本調査 (文部科学省)
総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特報」

中学校



出典: 学校基本調査 (文部科学省)
総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特報」

●平成元年度～平成10年度
⇒児童数 Δ 1,948,380名 小学校数 Δ 557校

●平成11年度～平成22年度(平成の大合併)
⇒児童数 Δ 515,750名 小学校数 Δ 2,231校
(参考:市町村数 Δ 1,502)

●平成23年度～平成29年度
⇒児童数 Δ 430,424名 小学校数 Δ 1,803校

現在も「平成の大合併」の間と同じようなペースで小学校の数は減少

●平成元年度～平成10年度
⇒生徒数 Δ 1,278,544名 中学校数 Δ 81校

●平成11年度～平成22年度(平成の大合併)
⇒生徒数 Δ 701,533名 中学校数 Δ 491校
(参考:市町村数 Δ 1,502)

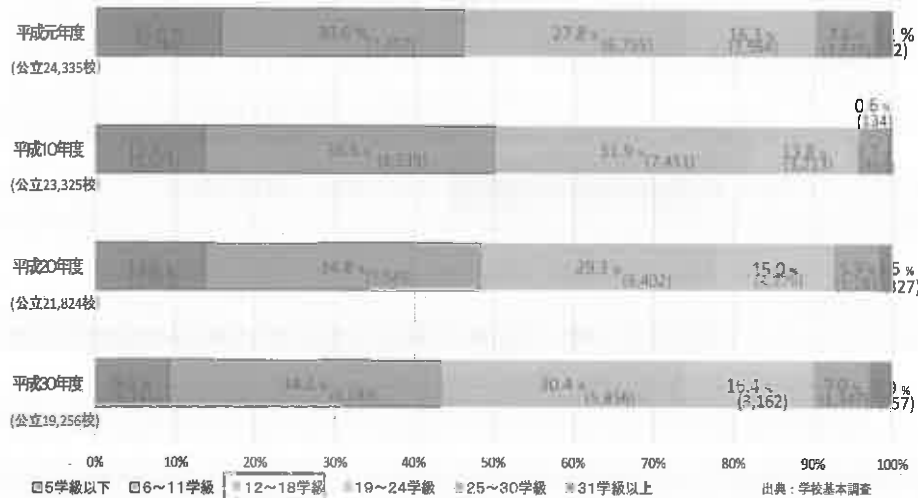
●平成23年度～平成29年度
⇒生徒数 Δ 223,621名 中学校数 Δ 436校

現在も「平成の大合併」の間と同じようなペースで中学校の数は減少

公立小中学校の学級規模別学校数(割合)の推移

小学校

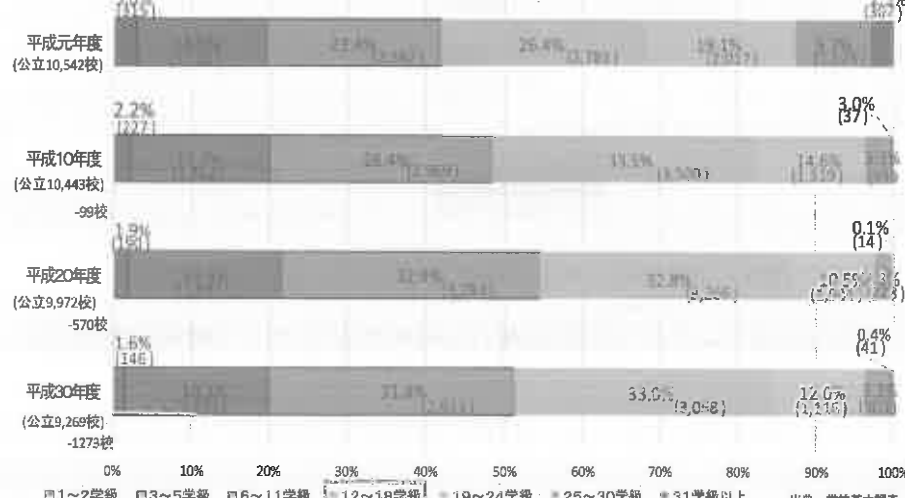
※グラフ中の()内の数字は全体の学校数(0学級の学校数を除く)に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



【学校教育法施行規則第41条】
小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

中学校

※グラフ中の()内の数字は全体の学校数(0学級の学校数を除く)に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む

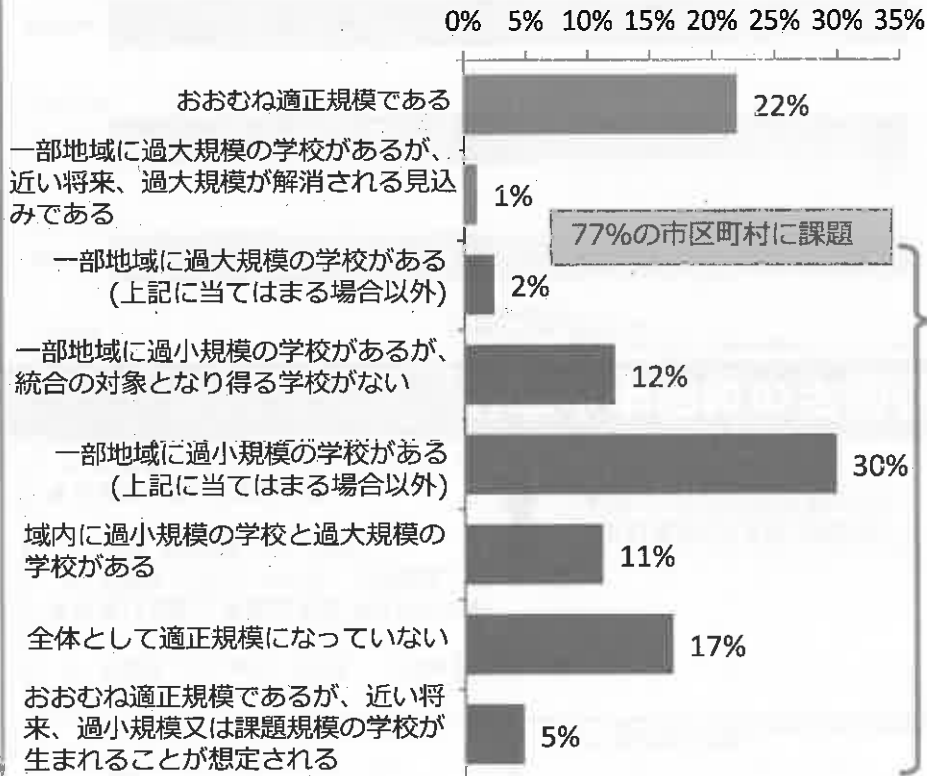


【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

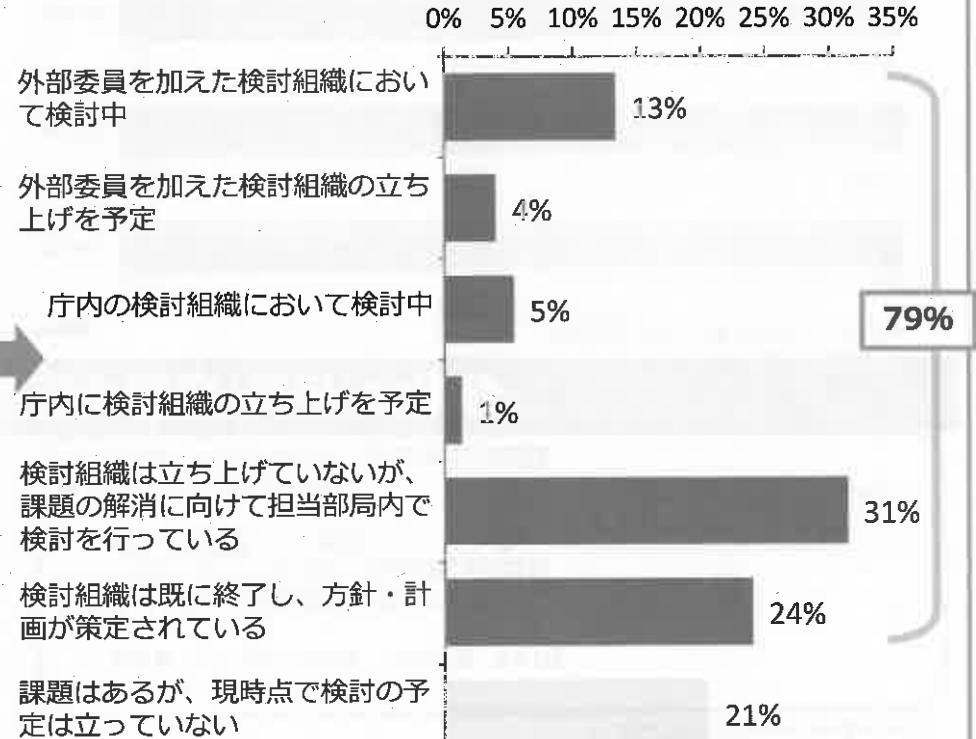
平成30年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

市区町村における学校規模に関する認識と検討状況

◆市区町村の域内の学校の適正規模に関する認識



◆課題を認識している市区町村の課題解消に向けた検討状況

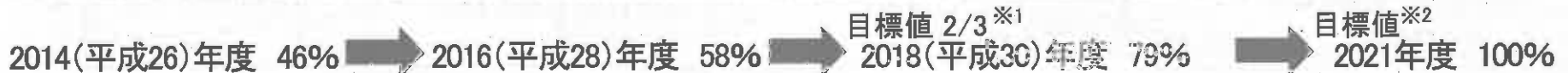


※グラフは数値を小数第一位で四捨五入しているため、合計値が100%にならない。

<経済・財政再生計画 改革工程表(KPI)>

◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

※KPIの定義等 学校規模について課題を認識している市区町村のうち、課題解消に向けた検討に着手しているものと、既に検討が終了しているものの合計が占める割合



※1「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」における目標値

※2「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」における目標値

※ 調査対象/調査時点:全市区町村/平成30年8月1日、全都道府県/平成30年10月22日

■ 統合事例件数 平成29、30年度の2年間 277件（689校 → 283校）

【統合して開校した年度】

- ・平成29年度 127件
- ・平成30年度 148件
- ・その他（複数年度に渡って計画的に統合した事例） 2件

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 184件
- ・中学校同士の統合 55件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 29件
- ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、中学校同士の統合 9件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

- ・統合前 97件 → 統合後 203件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30分以上40分未満 36%
20分以上30分未満 30%
- ・中学校 30分以上40分未満 41%
40分以上50分未満 20%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 83%
- ・上記以外の別敷地 17%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 23% ・改修 20%
- ・改修+増築 9% ・特になし 48%

【統合に伴い、多額の費用を要したもの、統合前後を比較して大幅に費用の変動が生じたもの】

- ・校舎等の新增築、改修、解体 140件
平均 134,241万円
- ・スクールバスの導入、運行、維持管理 70件
平均 2,274万円

■ 統合前後における教職員の人数の変動

【小学校】（2校を統合した場合の平均）

- ・統合前の教職員数 32.8人 → 統合後の教職員数 25.2人

【中学校】（2校を統合した場合の平均）

- ・統合前の教職員数 35.7人 → 統合後の教職員数 25.7人

主なポイント

都道府県調査

■ 市内の市区町村における小中学校の規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 4%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 77%
- ・一部の市区町村において検討課題 19%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

積極的に支援している 11% / 要請に応じて支援している 79%

- (内容)・激変緩和のための学習面・生活面の支援の観点からの人事面での措置 52%
・統合校の教職員定数減の緩和措置 52% 等

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

行っている 85%

- (内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 83% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 98%
- ・施設整備への補助 85%
- ・スクールバス導入費用への補助 81%
- ・統合が困難な小規模校等への支援の充実 64% 等

市区町村調査

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 90%
- ・地域コミュニティの維持 62%
- ・地理的要因、交通事情 60% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 82%
- ・施設整備への補助 77%
- ・スクールバス導入費用への補助 59% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新増築・改修事業への補助 73%
- ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 61%
- ・スクールバス・ボートへの補助 58%
- ・統合校の教職員定数減の緩和措置 57%
- ・通学対策事業への補助 55%
- ・学習・生活面の支援に係る人事面での措置 55% 等

■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための都道府県からの支援の要望

免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 75% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

積極的に取り組んでいる 28% / 取り組んでいる 55%

- (内容)・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 83%
・きめ細かな指導の徹底 81%
・意図的に全員に様々な役割を経験させる 67%
・体験的な学習、校外学習の頻繁な実施 56%
・保護者地域と連携した効果的な生徒指導・進路指導 52% 等

■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

積極的に取り組んでいる 20% / 取り組んでいる 58%

- (内容)・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施 73% 等

①「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定

⇒ 学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取組を総合的に支援。
(平成27年1月27日)

②「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」を実施

⇒ 学校規模の適正化に関する各自治体の進捗状況について、統廃合等の件数・経費を含め、調査・公表。
(平成26年度より隔年実施)

③ 委託事業「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」を実施

⇒ 統合による魅力ある学校づくり等のモデル創出に向けた調査研究を実施。

【予算額】H27：27百万円 H28：37百万円 H29：37百万円 H30：35百万円 H31：36百万円

【取組モデル数】統合：15件 存続：15件

④ フォーラムの開催

⇒ 平成30年10月に市町村の担当者等(約200名)を対象として、調査研究で創出された先進的な取組事例を周知するフォーラムを開催。参加者からは、「多種の取組の中で共通する推進方策を知ることができた」「色々な取組から見えそうなものが見つかったので、市教委の施策として活かしたい」「様々な法整備や支援があることが理解できた」などの意見があった。

【事例発表】学校再編に向けたプロセス・地域との連携(京都府南丹市)、スクールバス運行計画の工夫(岡山県真庭市)、テレビ会議システムを活用した遠隔合同授業(長野県伊那市)など、全7事例

⑤ 教員定数の加配

⇒ 統合校や小規模校の支援のため、教員定数の加配措置を実施。

【加配人数】H29：455人 H30：505人 H31：535人

文部科学省におけるこれまでの取組②

⑥ スクールバス等

⇒ 学校統合等による児童生徒の通学条件の緩和を図るためにスクールバス・ボート等を購入する経費(1/2)を補助。

【予算額】H29：720百万円 H30：597百万円 H31：602百万円

【補助実績】H29：112市町村

⑦ 学校統合に伴う公立学校施設整備の国庫補助

⇒ 学校統合に伴う新增築(1/2)や学校統合に伴う既存施設の改修(1/2)に補助。

【予算額】H29：69,013百万円の内数 H29補正：66,187百万円の内数 H30：68,194百万円の内数

H30第2次補正：37,225百万円の内数 H31：160,816百万円の内数

【補助実績】H29当初：統合に伴う新增築事業60件、改修事業14件 H29補正：改修事業18件

⑧ 人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業(終了)

⇒ 学校統廃合の困難な小規模校に対し、ICTを活用して他校と結び、学び合い体験を通じた学習活動の充実などを図る実証研究を実施。

【予算額】H27：136百万円 H28：136百万円 H29：68百万円

【委託実績】H29：9件

⑨ 遠隔教育システム実証研究事業

⇒ ALTを活用した外国語指導や特別な配慮を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導等において、遠隔教育システムの活用を図る。

【予算額】H30：52百万円 H31：47百万円

【委託実績】H30：6件

⑩ 学校運営協議会と地域学校協働本部の設置・拡充に向けた調査研究事業

⇒ これまで学校運営協議会の設置が少なかった学校種や設置者の異なる学校同士の連携・協働の在り方等について、学校運営協議会や地域学校協働本部の果たす役割や効果的かつ業務の効率化に資する運営方法・推進方策等に関する調査研究を実施。

【予算額】H30：10百万円 H31：10百万円

【委託実績】H30：12件

【学校の適正規模・適正配置に係る取組モデルの創出等】

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(平成27年1月27日文部科学省)

学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取組を総合的に支援。

< 統合により生じる課題への対応 >

- ① スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応
- ② 通学路の安全確保に関する対応
- ③ 児童生徒にとっての環境変化への対応
- ④ 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫 など

< 小規模校のメリット最大化 >

- ① 少人数を生かした指導の充実
- ② 特色あるカリキュラム編成 など

< 小規模校のデメリット緩和 >

- ③ 社会性の涵養、多様な考えに触れる機会の確保
- ④ 教職員体制の整備 など

取組モデルを創出するための取組(平成27年度～)

事業名:「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」

【統合による魅力ある学校づくりの例】

< 統合により生じる課題への対応 >

- ①⇒岡山県真庭市
安全・安心な通学環境や児童の健康・体力に配慮したスクールバスの運行。
- ②⇒長野県岡谷市
地域ボランティア(H28:108人)により、登下校の見守りや街頭指導を実施。
- ③⇒山梨県山梨市
統合前から4校交流事業として「子ども祭り」や「町探検」を実施。
- ④⇒大阪府能勢町
地元の自然や歴史、文化に関する副読本を作製・活用。地域人材を講師に招いて、ふるさと学習を実施。

【統合困難な地域における教育環境の充実の例】

< 小規模校のメリット最大化 >

- ①⇒北海道占冠村
子ども一人一人の個人カルテを作成し、教科の定着度をはじめ、社会教育への参加状況等も掲載。
- ②⇒長野県伊那市
「くらしの中の食(農業体験)」に焦点をあて、生徒が野沢菜の栽培に挑戦し、収穫時期には地域の方々から特産の「野沢菜漬け」や「おやき」の作り方を学ぶ。

< 小規模校のデメリット緩和 >

- ③⇒茨城県牛久市
放課後や土・日曜に、地域の方を講師とし様々な体験活動を計画的・継続的に実施。
- ④⇒岐阜県御嵩町
中学校数学科や音楽科の教員に兼務発令し、小学校における教科指導の充実と指導方法の工夫改善。

今後の取組

統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出するための委託研究を行う。また、実態調査の結果や当事業の実施で得られた好事例を分析・発信する。

少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業

2019年度予算額 36,401千円
(前年度予算額 34,679千円)



背景説明

- 人口規模及び構成の推移をみると、2017年に1,559万人であった年少(0~14歳)人口は、2025年には1,407万人を割り、2035年には1,246万人の規模になるものと推計されている。
- 少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなることや新学習指導要領を効果的に実施する上で課題の顕在化。



目的・目標

都道府県等の支援を通じて、設置者である各市町村が学校の小規模化に伴う諸課題に正面から向き合い、保護者や地域住民とともに課題を共有した上で、それぞれの地域で多様な人々との協働が可能な活力ある学校づくりを推進する。

「都道府県の指導・助言・援助の在り方」を調査研究【新規】

23,415千円(箇所数:10)

- 広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行う。

(研究内容)

域内の市町村(10か所)における学校規模の適正化・適正配置に係る検討等を踏まえた、指針・ガイドラインの策定やカリキュラム作成、研修会の実施 など

「取組モデル創出」のための調査研究

10,795千円(箇所数:9)

- 市町村における、統合による魅力ある学校づくりや、統合困難な地域における教育環境の充実の取組モデルを創出する。また、国が取組モデルを分析し、事例報告会等の開催を通じて好事例を全国に普及する。

(研究内容)

- ・ 統合により生じる課題への対抗方策
- ・ 小規模校のメリット最大化とデメリット最小化方策 など

成果、事業を実施して、期待される効果

<経済・財政再生計画 改革工程表(KPI)>

◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

※KPIの定義等 学校規模について課題を認識している市区町村のうち、課題解消に向けた検討に着手しているものと、既に検討が終了しているものの合計が占める割合

2014(平成26)年度 46% → 2016(平成28)年度 58% → 2018(平成30)年度 79% → 2021年度 100%

※1「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」における目標値 目標値 2/3 ※1

※2「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」における目標値

目標値 ※2

14

夜間中学の 設置推進・充実について

初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室

夜間中学の現状

歴史的背景等

○ 戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に中学校に付設された。

○ 昭和30年ごろには、設置数は80校以上を数えたが、就学援助策の充実や社会情勢の変化に伴って減少してきた。

○ 現在は、日本国籍を有しない者が増加しており、義務教育未修了の学齢超過者や、外国人等で日本語の学習を希望する者を対象に幅広い教育を行っている。

※関連法令：学校教育法施行令

第25条 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校(第五号の場合にあつては、特別支援学校の小学部及び中学部を含む。)について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

五 二部授業を行おうとするとき。

設置状況

9都府県27市区に33校

(平成31年4月時点)

設置主体	学校名	設置主体	学校名
埼玉県川口市	芝西(しばにし)中学校陽春(ようしゅん)分校	大阪府大阪市	文(ふみ)の里(さと)中学校
千葉県市川市	大洲(おおす)中学校	大阪府大阪市	東生野(ひがしいくの)中学校
千葉県松戸市	第一中学校みらい分校	大阪府堺市	殿馬場(とのばば)中学校
東京都墨田区	文花(ぶんか)中学校	大阪府岸和田市	岸城(きしき)中学校
東京都大田区	糞谷(こうじや)中学校	大阪府東大阪市	布施(ふせ)中学校
東京都世田谷区	三宿(みしゆく)中学校	大阪府東大阪市	長栄(ちようえい)中学校
東京都荒川区	第九中学校	大阪府八尾市	八尾(やお)中学校
東京都足立区	第四中学校	大阪府守口市	さつき学園
東京都江戸川区	小松川(こまつがわ)第二中学校	大阪府豊中市	第四中学校
東京都葛飾区	双葉(ふたば)中学校	兵庫県神戸市	丸山(まるやま)中学校西野(にし)の分校
東京都八王子市	第五中学校	兵庫県神戸市	兵庫(ひょうご)中学校北分校
神奈川県川崎市	西中原(にしなかはら)中学校	兵庫県尼崎市	成良(せいりょう)中学校琴城(きんじょう)分校
神奈川県横浜市	蒔田(まいた)中学校	奈良県奈良市	春日(かすが)中学校
京都府京都市	洛友(らくゆう)中学校	奈良県天理市	北中学校
大阪府大阪市	天王寺(てんのうじ)中学校	奈良県橿原市	畝傍(うねび)中学校
大阪府大阪市	天満(てんま)中学校	広島県広島市	観音(かんおん)中学校
		広島県広島市	二葉(ふたば)中学校

(参考1)年齢別生徒数(平成29年7月1日現在)

年齢	学齢者	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60~	計
(人)	0	342	285	225	217	162	456	1,687

※日本国籍を有しない者1,356人(80%)

(出典:平成29年度夜間中学等に関する実態調査)

(参考2)未就学者数(*)の状況

調査実施年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年
(人)	1,488,300	599,755	308,639	217,605	158,891	128,187

(出典:平成22年国勢調査)

*「未就学者」の定義:ここでいう「未就学者」とは、平成22年国勢調査において、在学したことのない人又は小学校を中途退学した人とされている12万8,187人(日本国籍12万239人、外国籍7,948人)をいう。したがって、小学校は卒業したが中学校に入学しなかった人や、中学校を中退した人の数は含まれていないため、次期調査(平成32年)における項目の見直しを要請中である。

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(1)

H28.12 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」成立

H29.3 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」策定

H29.3 ①【義務教育費国庫負担法の一部改正】
都道府県が設置する夜間中学等の教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

②【学習指導要領の改訂】
中学校学習指導要領の総則に、指導方法等の工夫改善に努めることなど学齢経過者への配慮を明記

③【教育課程の特例を創設】
学齢経過者への指導の際、実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備

H29.4 ④【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(改訂版)】
最新の動向や制度改正を含めた夜間中学の設置に必要な情報を盛り込む。⇒改訂した手引の周知とともに、各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)

H29.8 ⑤【教育委員会担当者を対象とした夜間中学説明会の初開催】
初の説明会を開催し、教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学等の活動実態等を説明

H29.11 ⑥【実態調査の実施】
教育機会確保法の内容も踏まえた、夜間中学の設置等の検討状況や現状等についての詳細な実態調査を実施

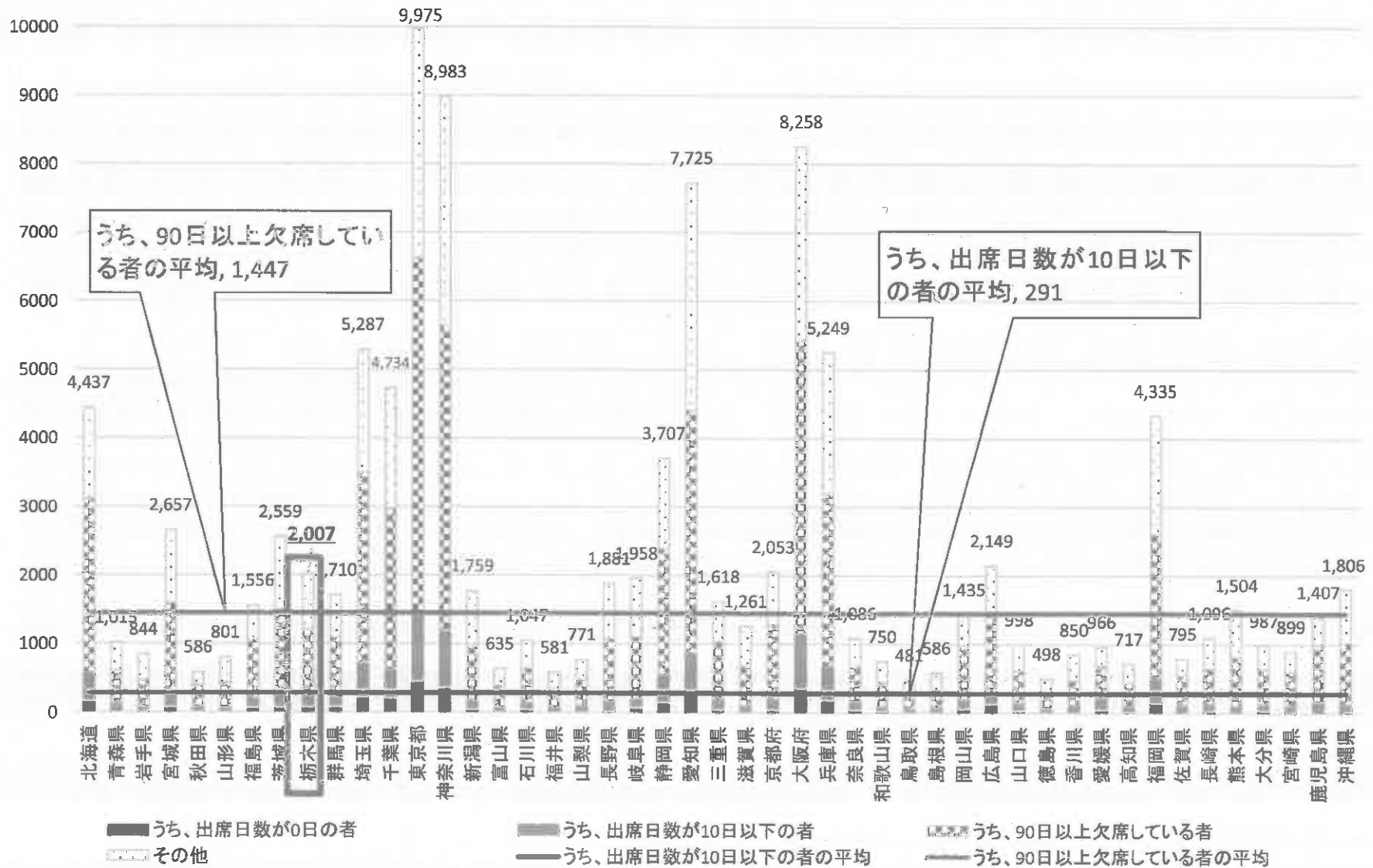
H30.3 ⑦【平成30年度政府予算】
夜間中学の設置促進や受入れ生徒の拡大のための必要な予算が成立

教育機会確保法施行後の文部科学省の取組(2)

- H30.3 ⑧【夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表】
これまで地方公共団体等を対象に行ってきた調査研究の成果を踏まえて、各自治体において夜間中学の設置を検討するに当たって行う効果的なニーズ把握の方法等を取りまとめ、ウェブサイト公表
- H30.4 ⑨【夜間中学の認知度を上げるフライヤーの作成】
フライヤーをウェブサイトに掲載し、積極的な活用を各教育委員会に依頼
- H30.6 ⑩【第3期教育振興基本計画の策定】
教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進すること等を閣議決定 ⇒ 各都道府県等に夜間中学等の設置の取組をより一層推進するよう通知(H30.8)
- H30.7 ⑪【夜間中学の設置・充実に向けて「手引」(第二次改訂版)】
平成29年4月以降の最新の動向を反映した「手引き」の第二次改訂版を作成し、各教育委員会に周知
- H30.7,8 ⑫【夜間中学における日本語指導研修会の初開催】
夜間中学における日本語指導を充実するため、教職員等を対象とした初の研修会を開催
- H30.8 ⑬【平成31年度予算概算要求】
①夜間中学の設置促進、②既設の夜間中学における教育活動の充実、③夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大を図るための経費を計上
- H30.11 ⑭【夜間中学設置推進・充実協議会を設置】
教育機会確保法附則第3条を踏まえ、同法の施行状況について検討を加えるため、学識経験者のほか夜間中学を設置する自治体や自主夜間中学の関係者などをメンバーとする協議会を設置
- H31.2 ⑮【夜間中学設置促進説明会を開催】
教育機会確保法や第3期教育振興基本計画等を踏まえ、自治体における更なる夜間中学設置に向けた取組を促すため、各教育委員会の担当者を対象とする説明会を開催(全国2か所:東京・大阪)
- H31.3 ⑯【平成31年度政府予算】
夜間中学の設置促進、既設の夜間中学における教育活動の充実及び多様な生徒の受け入れ拡大のための必要な予算が成立

＜夜間中学の設置推進・充実に向けた取組を推進＞

都道府県別長欠児童生徒数



※都道府県別には指定都市を含む

文部科学省「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」より

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(抜粋)

H30.12.25 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で決定

「○ 夜間中学は、義務教育未修了者や入学希望既卒者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、平成30年11月現在、全国8都府県25市区に31校が設置され、平成31年4月には埼玉県と千葉県に1校ずつ計2校が新設される予定である。生徒の約8割は外国籍の者が占めており、自国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。

このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)や第3期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、日本語教育を含む夜間中学の教育活動の充実等の教育機会の確保等に関する施策を推進する。」

Ⅱ 施策 2 生活者としての外国人に対する支援 (3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実【具体的施策】に〔文部科学省〕《施策番号52》として記載

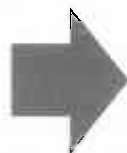
夜間中学における就学機会の提供推進

2019年度予算額 45,783千円
(前年度予算額 36,077千円)



背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加している。
- 平成28年12月に、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける「教育機会確保法」が成立した。
- 夜間中学は、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として重要な役割を果たしているが、現在は全国8都府県25市区に31校の設置に止まっている。



目的・目標

教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、

- ・ 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置
- ・ 夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大

第3期教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

<設置促進>

● 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

3,968千円(箇所数:8)

教育機会確保法第15条に基づく協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。

● 夜間中学新設準備に係る調査研究

12,490千円(箇所数:5)

夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

<広報活動>

- ◆ 教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

<教育活動の充実>

● 夜間中学における教育活動充実に係る調査研究【新規】

16,385千円(箇所数:27)

夜間中学における教育活動を充実するため、生徒の実態等を踏まえた必要な環境整備の在り方を検証。

<受け入れる生徒の拡大>

● 夜間中学における教育機会提供拡充に係る調査研究

6,099千円(箇所数:27)

義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受入れ拡大を図る方策を検証。

- ◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

成果、事業を実施して、期待される効果

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる。（教育機会確保法第3条）

